

令和7年第5回大玉村議会定例会会議録

第5日 令和7年12月9日(火曜日)

1. 応招(出席)議員は次のとおりである。

1番 三瓶賢一	2番 館下憲一	3番 渡邊初治
4番 菅原貴子	5番 渡邊啓子	6番 斎藤信一
7番 松本昇	8番 本多保夫	9番 佐原佐百合
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招(欠席)議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長	橋本哲夫
住民福祉部長兼 福祉課長	安田春好	産業建設部長	渡辺雅彦
教育部長	後藤隆	総務課長	鈴木真一
企画財政課長	渡辺一樹	税務課長	三瓶隆弘
住民生活課長	安田敏	保健課長	町田弘江
産業課長	藤田良男	建設課長	遠藤義紀
参事兼 都市計画課長	杉原仁	参事兼 上下水道課長	伊藤寿夫
会計管理者 兼出納室長	菊地美和	教育総務課長	鈴木裕也
生涯学習課長	田辺将裕	農業委員会 事務局長	佐藤雅俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	6番	斎藤信一	P. 26~
2.	5番	渡邊啓子	P. 36~
3.	11番	武田悦子	P. 44~
4.	10番	須藤軍蔵	P. 56~
5.	1番	三瓶賢一	P. 62~
6.	4番	菅原貴子	P. 71~
7.	2番	館下憲一	P. 75~

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に、鈴木正雄さんほか3名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

6番斎藤信一君より通告がありました「PTA資源物回収について」ほか1件の質問を許します。6番。

○6番（斎藤信一） 6番斎藤信一です。

さきに通告しました2件について議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1つ目の質問、PTA資源回収についてということで、これまでPTA資源回収は、学校教育活動の支援財源の確保や地域住民の協力の場として、一定の役割を果たしてきました。しかし、安全性や作業負担の増加などにより廃止され、学校への寄附財源と地域参加の仕組みが失われつつあります。一方、保護者や地域住民からは、古紙や段ボールだけでも回収できないか、収益を学校へ寄附する仕組みはつくれないかという声もあります。今後、無理のない新しい共助の形を検討する必要があると考え質問します。

（1）なんですけれども、これ、実現と書いてあるんですけども、実際今まで、いつ頃からこの資源回収のほうをやってこられまして、そしてどのぐらいの収益を上げて何に使われていたかをちょっと教えてください。お願いします。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんの質問にお答えいたします。

PTAの資源物回収ということですが、これまで村内の各小学校において長年実施してきたものと聞いてございます。収益につきましては、その年により大分増減があるように聞いておりまして、最近では三、四万程度と聞いております。現在、村内の1つの小学校で今年実施しております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。何に使われているか教えていただければ。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 失礼しました。6番議員さんに再度お答えいたします。

使用の用途につきましては、各実施したPTAさんのほうの予算に基づいて使っておりまして、これだという特定のものがございません。例えば、子どもたちのためのものに使ったり、PTAの活動に使ったりということでもありますので、細かいところはちょっと、現在把握しておりません。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

玉井小学校とかだと、昔から行事というあれじゃないかもしれないですけども、すごい量をPTAの方々が頑張って集めていたと聞いております。実際それがなくなったとか、終わった理由とか、そういう原因としては、どういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番さんの質問にお答えいたします。

これまでPTA活動として資源物回収を行ってきたところでございますが、近年、保護者さんの多忙化ということと、PTA行事に対する参加率が落ちてきたというふうなことを聞いております。まして資源物となりますと、各地域をPTAの役員さんが回収に回っていたという現状もございまして、なかなかトラックがなかったり、輸送手段に問題が生じたというふうには伺っております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

役員の負担、トラックを持たない家庭も増えてきているということで、そういうふうになってきたというお話ですが、村として、そうやって資源回収、学校に通われている家庭じゃなくても、やっぱり私の地域でもそうですけれども、声かけして集会所とかに集めていた経緯があります。やっぱりそういう方々から、もう子どももいなくて、だけれども子どもたちの何かのためになるんだったらなんて言って、古新聞、古紙だったり、そういうものを集めておられる家庭とか住民の方がたくさんおられます。

そういう試み、やっぱりなくなっちゃうと、もう復活するのってすごく大変だと思うんです。いろいろな、今までの一般質問でも教育関係のお話とかをしてきましたけれども。その辺に関して、村としては、教育委員会としては、どういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんの質問に対してお答えしたいと思います。

まず、教育委員会側の考えということでございます。こちらはPTAの重要な行事というか資源ということで続けてきたということで、先ほども答弁したところなん

ですが、現在、ちょっとPTAの会計のほうを確認してみましたらば、どうしてもその収益がないと運営できないというような形にはなっていないというふうに聞いております。

ということで、地域の方々が様々な方法を考えていただくというのは非常にありがたいことではあるんですが、現在やっている、例えば商工会でやっているさくらカードについているスクール券とか、こういったところの運用をもうちょっとPRしたりとかという形で、できるものを教育委員会としてはお願いしていきたいと現在は考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 6番議員さんにお答えをいたします。

地域の方、ごみ出しについては、PTAの皆様には大変お世話になっていると思います。できれば、今後もPTAの皆様にご協力いただいて、学校に関係していないご家庭のごみなどの回収にもご協力いただければと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

多忙化というんですか、そういうのを解消するためにも、スクール券などそっこのほうに周知をされていくということで、村のほうとしては、そういう回収はPTAのほうとかでもやっていただきたいという認識でよろしいですかね。

(2)に移るんですけれども、村が、何でかんで直接設置するのではなくて、以前私もCS委員会とかでも声かけしたときあるんですが、資材屋さんというんですか、廃品回収業者のほうで、何年も前からですけれども、大玉村でもPLANT-5だったりベニマルの玄関のところとかで、みんな見たときあると思います、ああいった回収ボックスがあちこちにできています。

実際、リサイクル業者さんとお話ししたときには、駐車場を1区画お借りできれば、そこに回収ボックスを設置して、そしてそこに私たちがお金をお支払いできるんだというお話があって、以前お話、教育委員会さんのほうにさせてもらったとき、議会ではないんですけれども個人的にさせてもらったときがあるんですけれども、それだって労力としては、村のほうの労力はないです。設置するということだけなんです。それを例えば学校とかそういうところに、あっちこちに設置しろというわけじゃないんですが、試しに設置してみて、それで年間例えば5万円とか、そういう収益金が出るということはすごいメリットなのかなんても考えるんですが、そういう学校応援型の回収事業の構築について検討していく考えはあるか、お聞かせください。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 6番議員さんにお答えいたします。

現在、村では、古紙、段ボールなどの資源等につきましては、もとみやクリーンセンターに直接搬入していただくか、もしくはごみステーションに出していただくよう

お願いしております。出された資源物は、もとみやクリーンセンターにおいて収益化を行い、収益金につきましてはクリーンセンターを維持していくための財源としての活用、それから収益の一部を村内各行政区へ世帯数に応じて還元をしています。

村としては、最終的にもとみやクリーンセンターへ搬入されないおそれがある取組につきましては、組合の構成自治体として慎重に今後検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんの質問に再度お答えいたします。

教育委員会側としましては、今、村のほうの答弁があったところを注視するのはもったいありませんが、他の市町村の取組状況や地域の意向、学校現場の負担など全体の状況を踏まえながら、学校、PTA等と意見交換を行いまして、今後、どのような形が本村で適正か、できるか等について、引き続き状況を注視してまいりたいと思っております。いずれにしましても、保護者や地域の皆様の学校への思いは大切なものと受け止めておりますので、今後も、学校教育活動を支える環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） 丁寧な説明ありがとうございます。

安達広域の話も出ましたが、同じパイを取り合うのはちょっと不適切ではないかという認識でよろしいかな。それと、そういう意見に沿ってやっていかなくちゃならないんですけれども、周りの動向も見ながらということで。

そうかもしれないんですが、でもこの安達郡内、大玉村でも本宮市でもそうなんですけれども、さっきもちょっとお話ししましたけれども、大型ショッピングセンターなどで、そうやってすごい回収をされています。だから、その辺の話も広域ともしっかりしゃべらなくちゃならないと思いますし、じゃほかはやっているけれども、村はそういうのをやっぱりやらないほうがいいという考えで進めるんだったら、それはそれでいいと思うんですけれども、やっぱり学校を支援していくというのは村民全員の共通の思いだと思うんです。だから、一歩踏み出して、大玉村をモデルとして進んだ形にしていってもらいたいななんては思うんですけれども。

それと、あと資源リサイクルというものを子どもたちにやっぱり身近に感じていただきたい。収益金がこういうのに生かされているんだよという説明を小さい頃に受ければ、ああこのごみがお金になっているんだなと、ちょっと見方が変わるのかなと。そういう教育はされていると思いますけれども、より一層それが具体的に、例えば体育館のボールだったりとか、こういうので購入されました。スクール券の話もそうです。村の人たちの思いがこういう物になって、皆さんが使うものになっているんですよという教育ができると思うんですけれども、やっているとは思うんですけれども、その辺についてもお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 6番議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来、部長も答弁しておりますけれども、地域の皆さんが学校を少しでも支えられればということで、そのお気持ち、すごくありがたいなと思っているところです。現状としまして、例えば中学校ですと空き缶の回収を生徒会が中心になって行って、そういった回収によって収益を得て、それを社会貢献に役立てることができるというような学びは実際に行っているところであります。

あと、PTAとの協力ということもございましたけれども、これも部長答弁しておりますけれども、なかなか共働きの世帯がほとんどになってきていて、PTAの活動に保護者の方が入っていただくというのがなかなか困難になっている現状があります。大玉に限らずですけれども、全国的なそういった動きがあって、中にはもうPTAそのものをなくしてしまったというようなところも出てきている現状の中で、大玉村内の幼稚園、小中学校については、組織の中で少しでも組織をスリム化したり取組を精選したりという形の中で、PTAはなくさないで続けていくんだという思いで今、取り組んでいただいているという現状がありますので、私としては、今現在の現状ではPTAの負担が増えてしまうような動きは、ちょっとしばらく待ちたいなというふうな気持ちで考えております。

ただ、地域の方々の思いで何かしらできる取組があるのであれば、それは大変ありがたいことですので、先ほど部長が申し上げましたように、ご意見いただきながら今後考えていくというふうにしたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） 丁寧な答弁ありがとうございます。

資源回収もそうなんですけれども、前回もPTAのソフトボールの連Pの質問とかもさせてもらったんですけれども、やっぱり、この資源回収だって奉仕作業だって何だって、まあソフトボールとかになると何回も集まらなくちゃならないですけれども、朝の1時間とか30分とかという時間で顔を合わせる、それでそこに出て来る人間は、ふだん参観日にも来ないような人も出てきますし、いろいろなつながりできると思います、他学年、同じ自分の子どもの学年だけじゃなくて。

だから、そういったものも踏まえて、多忙化につながっちゃうからブレーキかけよう、やらないようにしようじゃなくて、やっぱりそういうところも一時置いて、たくさんやればいいというわけではないですけれども、その活動のもたらすいろんな効果というか、その辺も踏まえた上で、いろんな活動をこれから検討していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問、村内企業の人材確保支援、人手不足倒産対策についてなんですけれども、本年、大玉村で施行されました大玉村中小企業・小規模企業振興基本条例では、中小・小規模企業が村の地域経済を支える重要な担い手であると明記され、行政、商

工会、企業、住民が連携して経営基盤の強化を図ることが定められています。

一方で、全国的に中小企業の人手不足が深刻化し、人手不足倒産は過去最多を更新し続けています。福島県でも有効求人倍率が1.26%と売手市場が続き、運輸、小売、飲食を中心に、多くの中小・小規模事業者が採用難に直面しています。

大玉村の企業も例外ではなく、採用競争力の弱さ、PRの手法の不足、人件費の高騰など、複合的な要因から人材確保が年々厳しくなっています。村商工会では、人材不足対策窓口を開設する予定と聞いています。今後、行政との連携による総合的支援が急務となっていると考えております。

そして、質問ということなんですけれども、その前にかな、皆さんご存じかもしれないですけれども、人手不足倒産、アットホームが規模縮小になったのも慢性的な人手不足とおっしゃっていましたが、本当にたくさんあります。村内でも、人手不足倒産とは事業運営に必要な従業員が確保できず、仕事があっても断らざるを得なくなり、結果として経営が立ち行かなくなってしまうと倒産してしまうことです。そして、それは好調な事業でも発生する特徴があります。実際、村内でも人手不足倒産というか、人手不足が原因となった倒産が発生しております。

その上から質問させていただきます。村は、村内企業の人材不足の現状をどのように認識しているのか。特に、小規模事業者への影響をどういうふうに捉えているか、考えを聞かせてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

先日開催されました商工会との懇談会におきまして、募集をしても応募がないなど、約7割の企業で人手不足というものを感じているというお話を伺ってございます。どの分野においても、現在、働き手不足というものがかなり深刻化しているというふうに認識してございます。

小規模事業者への影響につきましては、大企業との賃金格差であったり、魅力的な労働条件の不足、若者の都市部への流出などにより、応募が集まらない、有能な人材の確保が難しいなどが挙げられると思います。人手不足の解消が難しい状況にあるというのは、当村でも十分認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） 村のほうでも、その状況を認識されているということなんですけれども、認識にとどめず、行政の責務として支援する姿勢を明確にしていきたいんですが、その辺の考え方ありましたら教えてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

本村としましては、これまでも商工会さんのほうと連携しながら、様々な支援活動を行ってきてございます。人手不足につきましては、今後、そういった部分、商工会さんのほうに企業さんのほうから相談等あるかと思っておりますので、その件につきまして

も連携を取りながら、協力して必要な支援について講じてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

次に（2）の質問で、村の移住定住支援ページなど村の公式サイトを活用して、村の魅力と企業の求人情報を一体的に発信する採用広報の強化について検討する考えはあるでしょうか。村のホームページからバナーか何かあって、そういうところに、商工会とかに、そういう採用情報などにリンクできるようにしていれば、信憑性もかなりハローワークとかと違って格段に上がるのかななんて考えるんですが、どうお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

採用応募につきましては、原則として事業者自らが行うものと考えてございますが、村ホームページにおきましては、企業の情報を掲載した大玉村企業ガイドというものを掲載してございます。こちらに各企業で作成した求人情報ページのリンク先を掲載することは可能であるというふうに考えてございますので、その辺も商工会とも連携を取りながら支援してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

村のページにリンクするということは可能だということなんですけれども、行政の負担もほとんど増えないと思いますし、ぜひ行ってもらいたいんですが、年度内にそういう方針とかルールとかはつくれるのでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 再度、6番議員さんにお答えいたします。

ただいまのご質問につきましても商工会と連携を図りながら、なるべく年度内にできるかというところなんですけれども、極力、早め早めに対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

なるべく、人材募集というかそういうのは本当に急務なんで、年度内にスピーディーに、そういうことができればありがたいと考えております。よろしく願いいたします。

次、（3）ということで、条例が定める企業の魅力発信の支援に沿って、村公式SNSを活用して、企業の働く人のストーリーや魅力発信を支援する共同採用広報について取り組む考えはあるか、お聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

共同採用広報につきましては、複数の企業が協力して採用活動を行うものでございますので、まずは企業間の連携というものが不可欠になってくると考えてございます。その上で、商工会においても共同採用広報に対する支援が必要であるというふうに判断された場合には、商工会と協議、連携しながら、また国や県の補助金等の財源を確保した上で、さきの条例に沿った内容で検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

複数とはいいますが、共同採用というだけあって、でも1社からでも、そういうPRとかはできるんじゃないのかなと思っております。先日研修で行ってきた、これは農業の話ですけれども、やっぱりモデル例を、ちょっと大変ですけれどもつくってもらって、そしてそれに、ああこういうものなんだ、じゃうちも取り組もうというふうに広がっていければすごく理想なのかななんて思うんですけれども、そういうことをどういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

今の件につきましても、まず商工会さんのほうでどのような考えを持っていらっしゃるのかということも確認しないといけませんので、その辺に関しましては商工会さんとしっかり連携を取りながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

しっかり連携していただきまして、いいものをつくっていただきたいなど。やっぱり村公式のホームページだったりSNSに、村の企業、どういう企業があってどういうふうなことやっているんだというのが載っていると、信憑性も、私も経営側から見てハローワークとかの求人とかも受けるときあるんですけれども、やっぱり信頼度が全然違います。だから、そういったものをやっぱり強力で推し進めていただきたいなと考えております。

そして、次に（4）かな、商工会と連携し、企業の求人情報、求職者情報の共有、そして国・県施策の周知、そしてセミナーの共催など、支援体制を構築する考えはあるでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

商工会とは、これまでも様々な場面において連携、協力をしてきてございます。村、商工会事業者、それぞれの役割を考慮の上、引き続き必要な支援については行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） これまでどおり行っていくということなんですけれども、商工会のほうもあれかもしれないですけれども、以前にも別な話で言ったかな、企業自身がやっぱりしっかり継続していかなくちゃならないということで、会社、企業に対しても勉強会、こういうところをやっぱりしっかりやらないともうからないんだぞという、ちゃんとやっていけないんだぞという、そういったところを、村というか、商工会もそうですけれども、しっかり把握しなくちゃならないと私は考えます。

特に大玉村のような、企業があまり大きいとか小規模な事業者が多いと井勘定になっていたりとか、そういうので、行く行くは大変な状況に陥っていくという企業がたくさんあるのかななんて考えております。その辺も踏まえて、今までどおりやってきて、それでこれからも今までどおりやっていっていいのかというのじゃなくて、攻めの考え方で、経営計画をしっかりつくっているのかい、そうは聞けないかもしれないですけれども、そういう脆弱な部分を支援してやる必要があると私は考えております。

だから、商工会の意見とはありますけれども、村としてもそれをしっかり、断片的じゃなくて、何でもうからないんだ、ここはという言い方するとちょっとおかしいかもしれないんですけれども、そういう考え方をしていかなくちゃならないのかななんて思うんですけれども、そういうことに関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

商工会のほうには、これまで様々な支援等を行っております。そちらの支援の中に、経営指導員、経営支援員の配置なんていうものもございますので、まずはその経営指導員の方々にどういった企業に対する支援を行っているかというところも確認しつつ、その辺ももし不十分であるのであれば、村としましても協力しながらまた検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

連携は大切ですが、やっぱり仕組みというんですか、村内企業にないものを補完していくためにも、ここを抜けがないような、そういう仕組みというものをしっかり連携してつくっていただきたいと思いますと考えております。

次に、5番目の質問で、企業が自社の魅力を発信するための採用動画制作だったり、ウェブサイトの整備、そしてどうしても中小・小規模の事業者だと、例えば二、三人ぐらいの会社だと、そういうパンフレットとか、そういうもの作るのも大変なんです。何を作っているかも分からないです。そういったものを、制作支援であったり、条例の理念を具現化する施策と考えますが、補助制度の創設について、村長、どういふふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 6番議員さんにお答えします。

個々の企業に対する指導とか営業分析は、これはひとえに商工会の仕事。そのために局長も全額、村で負担をして設置をしていると。それからあと、専門職としての経営指導員とかが配置されていますので、村のほうはやることには限界がありますので、やはり組織として商工会というしっかりとした組織がありますので、これがしっかり機能するということがまず原則になります。それに対して、不足しているものについて村が支援をすると。多分、福島県内でも商工会に対する支援はトップだというふうに感じておりますが、これからも、商工会が必要だと認めることについては村としっかりと協議をさせていただいて、支援するべきものについては、これからも新たな支援も考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

商工会がしっかり機能しているのであれば支援も検討するというお話だったんですが、今回、人材の確保、支援ということなんですけれども、人材確保するに当たって、その会社、ただ文字だけでこういう会社です、何々ですと書いてあっても、ぱっとぴんとこない。どんな仕事をしていて、どんなふうに沿革というか、やってきたのかなとか、そういったものが情報としてまとめられているということは、その情報を欲している人からすれば、かなり有効な手段なのかななんて私は考えます。

そういうものに対しての、金額の話じゃないですけれども、さっきちょっと言い方が下手くそだったと思うんですけれども、本当に小規模の事業者などでは、やっぱりそういうものをどういうふうに設定していいかわからない。それで商工会とかの力を借りて、そういったものを多分、制作する気持ちがある人はすると思うんですけれども、そのときにやっぱり支援というか、そういうものを村として明確にできないかという質問でした。よろしく願いいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 商工会とは非常に綿密に、日常的に連携をしながら協議をしておりますので、各企業の大変さというのも、我々も商工会を通さなくても感じているところがございます。

これは商工会に限らず、農業関係も含めて人材不足というものは大変深刻だと。ただ、これが大玉の問題ではなくて、福島県、日本中の問題ですので、これを根本的に、人口減少の中でどうやっていくのかということになりますので、できるだけ村に人が残っていただく政策というのを、これは教育、それから行政でしっかりとこれからもやっていきたいと。これから検討する大学生奨学金制度なんかも、村内に帰ってきていただくような政策をこれから取っていきたいと。ですから、やはり村に残っていただく方が増える、もしくは外から入ってきていただく方が増えると。今は人を増やして、そういう人員不足をある程度補っていくという手法が、万能ではないですけれど

も一つの方法としては考えられると。

あと、ハローワークに行ってもなかなか人員確保に結びつかないという現状もありますので、来年度検討しようと思って考えているのは、外国人技能実習生について、大玉にはほとんど入ってきていません。ところが、全国的にどこに行っても、飲食業とか、それからいろんな製造業を含めて、ほとんどがもう技能実習生というところもかなり全国的にあります。身近にもあります。近隣の市町村にもあります。ですから、大玉村はそういうことを今まで一切、取組をしてこなかったんですが、やはり工事業者等の人員不足とか、それからあとサービス業の人員不足等については、そういうこともしっかり視野に入れていかなければいけないなど。幸い村が小さいので、そういう人たちを温かくしっかりと仲間として受け入れる素地は大玉村にはあるというふうに感じていますので、来年度1年をかけて、その導入について検討して、可能であれば、それを実施していきたいというふうに考えているところもあります。それも一つの方法だというふうに感じています。

あとは、商工会のほうでもしっかりと指導をしていただいて、情報をしっかりと確認をして村にしっかりと伝えていただくと、そして連携をしていくということが必要だというふうに考えています。それに対する支援はしっかりとやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） 大変丁寧な説明、答弁ありがとうございます。

本当に人手不足、足りているところもあるのかもしれないですけども、やっぱりいろんな人に聞くと、すごく問題になっております。そして、さっき冒頭にも言いましたけれども、人員不足のため仕事を受注してもこなせない、だから返してしまう。そうすると、1回断っちゃうと次から来なくなってしまうという負の循環がやっぱり進んでいるところもたくさんお聞きします。

ぜひ、せっかく雇用できる場所、環境があるんだから、そこをやっぱりどんどん、村のほうでも、そして商工会のほうでも増強させて、一番は私たち各企業の人間が本気になってもらわないと困るんですが、これからもいろんな支援のほう、検討のほうよろしく願いいたします。そして、慢性的な人手不足が改善されることを願っています、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、6番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

5番渡邊啓子君より通告がありました「空き家対策の今後の在り方は」ほか1件の質問を許します。5番。

○5番（渡邊啓子） 5番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。よろしく願いいたします。

初めに、空き家対策の今後の在り方ということで質問させていただきます。

空き家が全国的に増え続け大きな問題になっています。5年ごとに行われる総務省

の住宅・土地統計調査によると、令和5年の全国の推計値は過去最高の900万戸に上り、県内は13万1,000戸だそうです。本村の空き家の状況を確認し、適正管理の促進や利活用の推進により、放置空き家にしないための対策を考えたいと思います。

1、本村では令和7年9月に、令和7年度から令和12年度までの計画、第二期大玉村空き家等対策計画を策定しました。計画策定に当たり、令和6年度から7年度にかけて行った空き家の実態調査の結果をお伺いたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

第二期大玉村空き家等対策計画を策定するため、令和7年2月から7月にかけて、まずは前回調査時に空き家と判定された物件と、住宅地図データ等参考にリストアップしました新たに空き家の可能性のある物件、合計127件について、現地調査を中心に実態調査を実施いたしました。その結果、居住が確認できたもの、また解体済みのものや利用中のものを除きまして、56件が今回の調査において空き家と判定された件数となっております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 今回の調査では、56件が空き家と判定されたということでした。

今回の計画の調査結果には、空き家を売却したい、または賃貸したいなどの意向調査のデータは掲載されておりませんでした。その辺の調査は今回はされなかったのでしょうか。それとも、前回の調査でその部分が重複しているの、前のデータを生かすという考えなのでしょうか。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 5番議員さんに対してお答えいたします。

空き家の所有者、売却の意思があるか、賃貸の意思があるかということなんですが、課税の際に、空き家バンクの登録のお願いですか、そのチラシを固定資産税の課税明細書に同封したり、そういったことで、村でも、空き家バンク、こういったことがありますよということをお示ししております。本人に、例えば売却、賃貸の意向があれば、企画財政課のほうに空き家の所有者のほうから、こういったことで私も売却考えていますよとか、そういったことで空き家バンクの登録の申込みが実際何件かございます。ですので、特に今回につきましては、売却とか賃貸の意思がありますかということは、今回の計画のほうには明記してございません。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） ありがとうございます。

空き家の所有者となる経緯は、国土交通省のデータによれば、半数以上が相続によるものだと言われています。令和6年度の空き家所有者実態調査では、57.9%が相続によるものでした。所有者になったときに、どうしたらよいか分からず、そのま

まになってしまうこともあるのではないのでしょうか。放置空き家にしないための対応を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

まず、空き家等の管理につきましては、言うまでもなく所有者等に第一義的な責任がございます。老朽化や破損の状況、悪化が進行する前に、所有者等に対して適正管理の必要性を周知し、意識啓発を図ることが必要であるというふうに考えております。

一例で申し上げますと、今、課長のほうからも答弁ありましたが、本村では令和3年度より、固定資産税の納税通知書に空き家の適正管理のお願いというチラシを同封しまして、空き家バンクや、空き家を移住者等に貸す場合の空き家改修等支援事業補助金、さらには空き家を解体する場合の空き家除却費補助金のご案内をしているところでございます。

将来における空き家等の発生の予防及び空き家等の適正管理に向けた制度の周知や、随時相談等、関係部署が連携して継続的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 空き家は、放置される期間が長くなればなるほど老朽化や損傷が進み、売却や賃貸などが難しくなります。空き家を放置することによるリスクを理解してもらうことが大切だと思います。空き家を既に所有している場合や、自宅が将来空き家になるかもしれない場合、また実家の相続などで将来空き家を所有するかもしれない場合など、それぞれのケースがあると思います。

空き家の問題は、所有者個人の問題にとどまらず、景観や環境悪化など地域の深刻な課題です。村民の皆様にも、空き家解消、または空き家になる前に理解を得るために、定期的なセミナーを実施することはいかがでしょうか。セミナーを通じて課題を共有することで、活用方法等を考える契機にもなるかと思えます。セミナーの開催などを検討することはできないでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、空き家になる前に、それぞれいろんな事前の対策、そういったものをしていただくというのが、未然防止という部分では一番必要なのかなというふうに考えております。

ただいまセミナーの開催というご提言がありましたが、これにつきましては検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） ぜひとも検討していただきたいと思えます。

さて、これまで田舎暮らしブームは定年後のゆったりした生活を求めている移住が主

流でしたが、コロナ禍以降、子育てを田舎でやりたいとか、田舎暮らしに憧れる若い世代が増えております。本村の大いなる田舎を前面に押し出して、利活用可能な空き家を家庭菜園やガーデニングに利用できる畑つき中古物件として、移住者を呼び込むことを検討できないでしょうか。畑といってもそんなに大きなものは想定しておりません、庭ぐらゐの考えです。よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

本村の定住人口増加対策の各種補助事業には中古住宅も含まれますが、あくまでも本村に住民票を移し、住み続けていただくことを前提としております。ライフスタイルの変化を求める場合や二拠点生活など、移住者を呼び込むことは交流人口の増加につながりますが、空き家所有者の同意取得や一定程度の改修の必要性とともに、需要と供給のバランスが課題なのかなというように考えられます。現時点では、需要は少ないのではないかとこのように見ているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 需要は少ないのではないかと考えているということでした。畑つき中古物件というのは、ちょうどその条件に合うものがあるかどうか難しいかもしれません。

東日本大震災前には、村内に大玉村ふれあい農園があったことを最近知りました。福島市に住む私の友人は、市で貸し出しているわいわい市民農園を利用しています。そこには休憩施設や自由に使える農機具などが備えてあり、種と肥料だけ持っていけばよいそうです。そんなに大きくなくても、村内にそのような農園があれば利用される方はいるのではないかと思います。畑つき物件が難しいのであれば、ぜひ農園の再開も検討していただければと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 5番議員さんにお答えいたします。

大玉村にも、平成18年に国から取得した旧苗畑跡地に、ちょっと年忘れましたが、平成21年だけに大玉村ふれあい農園、確かにございました。そちらの整備、井戸を掘りまして、あと堆肥を設置したり、あとは仮設トイレ、そういったものを整備して、十数人、実際にその当時借りていただいていたんですが、原発事故により廃止、廃園を余儀なくされました。

今後につきましては、農福連携施設、仮設住宅を解体した跡地、そちらのほう、再エネ・アグリパーク構想はございますが、こちらのほうにそういった農園が設置できないか、そういったことも含めて今後検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 再エネ・アグリパークに一般住民にも貸し出せるような農園を併設するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 現在のところ、ちょっとポンチ絵描いていただいたのがあるんですが、そちらのほうの内容も踏まえながら、今後、設置が可能かどうか、そういったことも踏まえて検討してまいります。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） もう少し、この周辺辺りで耕作放棄地などございましたら、畑1枚でも、そのような農園が設置できればと私は考えております。

次に、村が空き家を取得、または借り上げて改修を施し、安価な利用料で貸し出したり売却したり、またはお試し移住や田舎暮らし体験にすることはできないでしょうか。先ほどの質問と少しかぶる部分がありますが、よろしく願いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

県内でも、ご質問にあるような事業を展開している自治体があるのは承知しております。空き家の現状にもよりますが、まず問題点として、空き家の改修、公共事業での発注ですと大変費用がかさんでしまう点、また国の補助事業の事業費上限により、水回り等の最低限のリフォームしかできなかったという話も聞いております。比較的程度のよい物件につきましては民間での取引が活発なことから、現時点ではそういった構想は考えておりませんが、村にとって必要な選択をしつつ、需要を見極めながら検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 建物の選定や需要の有無、課題はいろいろと多いと思います。今、西会津方式というのが注目されております。ご存じだとは思いますが、町が所有者から空き家を10年間借り受け、キッチンやトイレ、風呂といった水回りの改修工事を最低限施した上で貸し出すというような内容ですが、ぜひその辺も含めてご検討いただきたいと思います。

次に、第二期大玉村空家等対策計画には、空き家実態調査や村民からの情報提供により把握した空き家等について、適切な管理の促進を図りますとか、地域コミュニティーの核でもある各行政区とも連携して対応していきますというような文言が盛り込まれておりますが、空き家に関する村民からの情報提供や、各行政区との連携はどのように図るのかを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

これまでも、行政区長や地域住民の方から情報提供をいただき、その都度、空き家の所有者等に対し適正な管理をするよう助言等を実施しております。また、本年度より、民間事業者と連携し、村が所有する空き家の情報を活用して、村内の空き家の流通を促進する取組も実施しております。

空き家対策に関しましては、早期発見、早期対応と地域全体の意識向上が重要と認識しております。引き続き、各行政区や住民の皆様からの情報提供などについても定期的に周知を図ってまいりたいと考えております。さらに、これまで同様、状況に応じて行政区長や近隣住民等との現地調査を実施するなど、地域との連携にも努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） その都度、情報提供をいただいたり、地域全体の意識高揚を図るために周知しているということですが、村民はどこに情報を提供すればよいのかとか、情報を提供すること自体、何か知っているのかどうか、私としては疑問です。その辺、ぜひ周知のほう頑張っていたいただきたいと思います。

私が空き家に関する質問をするのは、今回で3回目です。空き家の利活用が進まない要因には、費用の問題や、その家への思い入れなどの心理的ハードルもあるかと思っています。また、個人の財産であることから、空き家バンクへの登録なども行政からは強くは言えないとの答弁をこれまでいただいております。しかし、空き家の利活用を進めるには早めの対応が必要です。現在は空き家でなくても、相続した子どもが空き家の問題で困らないよう、住まいの将来をどうするかを皆で話し合うことの大切さや相談窓口の周知などを、再度お願いいたします。

空き家に関しては、お金のかかることばかり、難しい問題を申し上げましたが、利活用を進めるためには新たな視点での施策を検討していただきたく、声を上げました。

最後に村長の考えをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えします。

これは、空き家はそれぞれ相続はいつされるか分かりません。把握はできません。ですから、その場合にほとんどの方が村外に住んでいる場合が多いので、その辺の周知がかなり難しいものがありますが、それについては周知の方法をこれから検討していくということになると思います。

大いなる田舎ということで大玉村はやっておりますが、需要と供給で、大玉村に来て空き家に住みたいという方が非常に少ないんです。だから問合せも本当に少ないですね。都会の人が憧れる田舎暮らしというのは、大玉村のような、こういう開けた状態のところに入るというよりは、もう少し山間部とか、思い入れの強いところに入る傾向がありますので、そういう点で大玉村、空き家をこれからどういうふう提供していくかということは非常に難しい問題です。

供給はどんどん増えますが、需要を増やすことがなかなか現実的には難しいということと、費用の問題があります。その辺も含めながら、ただ空き家が増えていくことは問題だということは当然ございますので、その辺については利活用、もしくは取壊しということも含めて、しっかりと再度見直しをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 所有者が県外にいる方が多いというお話でした。

令和6年3月に私が質問したときには、所有者の住所が県内にある方41件、県外の方が22件となっております。需要が少ない、確かにそうかも分かりませんが、私、書道関係で東京に行くことが結構あるんですけども、東京の先生方から、何かいい物件ありませんかと先月も聞かれたんですけども答えられずに、そういうものが準備してあれば答えられたのかなと思います。空き家対策大変だと思いますが、今後とも取組よろしくをお願いします。

次の質問、子どもたちの健やかな成長のために移ります。

幼稚園の弁当給食や放課後児童クラブは大変ありがたい制度ですが、課題はないでしょうか。

1、10月から幼稚園の弁当給食が始まり、2か月余りが過ぎました。忙しい朝の弁当作りから解放され大変助かっている、嫌いなものが食べられるようになったと子どもが報告してくれるのがうれしいという声を聞きます。栄養バランスや彩り、アレルギーへの対応などに配慮した弁当給食は、子どもたちからも保護者からも評判がよいです。

一方、子どもの体格や食欲には個人差が大きく、特に年長組の保護者からは、量の少なさを指摘する声があります。中には、量の少なさから自宅から弁当を持参するようになった子どももいると聞いております。ご飯のおかわりができるようにはできないでしょうか。また、これは難しいのかなと思って通告書には書きませんでした、量が足りない場合はおにぎりを持たせることなどは可能なのでしょうか。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 5番議員さんの質問にお答えいたします。

まず、幼稚園の弁当給食につきましては開始から約2か月が経過し、園児の食事の様子を日々観察して保護者と連絡調整を行い、個々の食習慣や体格に応じたきめ細やかな対応を行っております。幼稚園弁当給食におけるご飯の標準量については、一食当たり110グラムとしております。

なお、申込みに当たり、保護者説明会で量や内容について十分ご案内し、ご理解をいただいた上でお申込みをいただいております。

また、ご飯のお代わり、あるいは家庭からのおにぎりの持込みにつきましては、食中毒予防などの衛生管理の問題、さらに給食の供給体制上の制約があるため、難しい状況でございます。そのため現在は、標準量で不足する場合には、弁当給食ではなく、各家庭の自前弁当へ変更していただく対応を取っております。

なお、幼稚園の弁当給食につきましては、栄養のバランスなど子どもたちの健全な成長と食習慣形成を支援する重要な施策でありますので、今後も保護者や幼稚園の声を反映しながら、よりよい給食提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 日々の観察や保護者との連携を取っているということでした。おにぎり持参は難しいと。

それでは、お弁当給食実施後にアンケート調査などは行ったのでしょうか。行ったとすれば、アンケート結果をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 5番議員さんの質問に再度お答えいたします。

本年度につきましては、年度途中の実施、10月からの開始ということでございますので2か月はたちますが、現時点では保護者、園児を対象としたアンケートについては実施しておりません。

なお、この間、自己都合により弁当給食利用をやめて自前弁当に変更する届出を出してもらっているんですが、その際には、その理由を記載していただいて保護者の考えを伺うこととしております。

初年度の取組ですので、それを踏まえまして、今後、保護者、園児の意見をより適確に把握するために、年度末、3月頃までにアンケートを実施する予定です。アンケートの結果につきましては、次年度以降の給食内容や運営方針の改善に活用してまいりたいと考えてございます。

なお、また保護者からのご意見や要望、現在もございます。相談があった際には、その都度連絡をいただいて、園と保護者、我々との間で適切な調整を行うこととしております。

なお、情報としまして、開始から取りやめをしたという方は7名おまして、その方の理由としては、量というよりは偏食で食べられないという方が5名、あとはアレルギーを理由にやめた方が2名というような方がございます。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 年度末に、アンケート調査などをぜひ行っていただきたいと思えます。

議会で、お弁当給食の試食にお邪魔したとき、私が伺ったクラスには、偏食の子1名だけがお弁当持参だったんですけども、その後、何か量が少ないから2名が自宅弁当持参になったと、そのクラスの母親から聞いておりましたので、ちょっと偏食5名、アレルギー2名、まあどうなのかなという思いです。

さて次に、先日、子育て中のお母さんから、大玉村の放課後児童クラブは特殊なのですかという質問を受けました。私は最初、意味が分かりませんでした。そして、そのお母さんは、来年、子どもが1年生になるので児童クラブを利用したいと考えているけれども、子どもが伸び伸びと体を動かして遊べない状況に不安を感じておられました。

本宮市や二本松市では、各小学校に放課後児童クラブがあるようです。本村では、総合福祉センターさくらの1か所のみです。利用する児童数が増え過密な状況である上に、常勤の方と補助員さんの限られた人数で建物内の子と外の子を見るのが難し

く、外遊びもさせられない現状にあります。この状況をどのように考えますか。

私は過去に、放課後子ども教室のコーディネーターをやっていたことがあります。学校から解放された放課後の子どもたちのパワーは驚くばかりでした。大人の都合で、放課後の数時間、子どもによっては数年間を行動を制限された生活を送ることが子どもの成長にとってどうなのか、また2つの小学校の児童が1か所に集まることで、感染症拡大のリスクにも神経を使わなければなりません。将来的には、それぞれの小学校に放課後児童クラブを置くことが必要ではないでしょうか。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えをいたします。

放課後児童クラブをそれぞれの学校で実施することによりまして、学校からの送迎が不要になること、また校庭を利用した外遊びも行えること、それから環境面でも学校で実施することが望ましいと認識してございますが、現時点では大山小学校に空き教室がないことから、今後の状況や周辺自治体の状況を見ながら検討を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） ぜひ、状況を見ながら、なるべく早急に進めていただきたいと思えます。

子育て支援の村として、子どものことを第一に考えていろいろな政策を進めていただきたいと思えます。子どもたちの健やかな成長を願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、5番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時25分といたします。

（午前11時11分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時25分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 11番武田悦子君より通告がありました「福祉・教育施設のさらなる充実について」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（武田悦子） 11番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました2件について一般質問を行います。

1つ目の質問は、福祉施策・教育施策のさらなる充実についてです。

大玉村では様々な施策が行われています。特に、福祉や教育の分野では充実していると言われております。大玉村が他の自治体に先駆けて行ってきた施策もたくさんあると思えます。国の制度を補完する形で行われてきたもの、村独自の政策もあります。しかしながら、まだまだ不十分な部分もあるのではないのでしょうか。これらの施策を

充実させることは、村民が日常生活を送る上でも大変重要になるのではないかと思います。いろいろな視点から伺いたいと思います。

まず、指定難病患者への支援について伺います。

指定難病は、皆さんもご存じのとおり、発病の原因が明らかでないこと、治療方法が確立していないこと、希有な疾病であること、長期の療養を必要とすること、客観的な診断基準が確立していないことなどの要件を満たした疾病です。2025年4月の時点では、348の疾病が指定されています。大玉村では、指定難病と診断を受けている患者は何人いるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

大玉村では、令和7年3月31日現在で78名の方が認定を受けている状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 78名の方が指定難病と診断を受けているということでありましたが、指定難病では医療費の助成制度というのが設けられておりますが、この78名の中で、医療費の助成制度を利用している方は何人いらっしゃるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 指定難病の医療費制度助成を利用されている人数につきましては、把握してございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） これは、把握できない仕組みになっているという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この指定難病、難病と指定されるまでに数年かかる、そういう方もいらっしゃるかと聞いております。さらに、難病と指定されても治療方法が確立していない、こういうことから長期の療養が必要でありますし、通院も必要となります。医療費の部分では、助成制度である程度カバーできていても、通院そのものにかかる費用、そのほか様々な経費がかかります。

県内の自治体では、医療費助成以外に見舞金や福祉手当などの名称で助成している自治体があります。二本松市では、福祉の増進を目的に年2万円の見舞金を支給しています。郡山市では月額4,000円、会津若松市や喜多方市、白河市などでも行われていますが、大玉村でもこの制度をつくり、患者さんの福祉向上のために支援すべきではないかと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

指定難病患者の方への見舞金につきましては、県内では複数の自治体で特定疾患患者見舞金として支給していることは承知してございます。また、県外では、通院に係る交通費の一部助成を行っている自治体もございます。今後、周辺自治体の動向を見ながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） やはり、指定難病、通院する病院がかなり遠くにしかないなどという事例もありますので、そういう点では、先ほど部長がおっしゃったように、交通費の部分等々で支給している自治体もございますので、ぜひとも大玉村でも、この部分で支援をしていただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険について伺います。

国保税、毎年毎年上がっております。払いたくても払えない、このような方も現実にはいらっしゃいます。大玉村でも、国保税の滞納、大きな課題となっておりますが、現在の滞納者、どのくらいの数になっているのか伺います。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（三瓶隆弘） ただいまの質問、11番議員さんにお答えいたします。

正確な数字は把握しておりませんが、6年度末の決算、その時点で三百四十数名くらい、これくらいいたと思われました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 約340の方が滞納をされている。まあ致し方ない部分ということもございますが、今現在、マイナンバーカード発行されております。マイナ保険証にひもづけされている方も多数いらっしゃいます。このマイナンバーカード、マイナ保険証になってから、国保税を滞納した方に対して、これまで行われてきたような短期保険証、資格確認書等々の発行は行わないというふうに聞いておりますが、国保税を滞納した場合、している場合、この皆さんへのペナルティーというのは、どういうふうな形で行われているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

これまで、国保税を滞納している方には、保険証の有効期限を任意で設定できる短期保険証の発行、それから自己負担割合が10割となる資格証明書、こういったものの発行を行うなど対策を行ってきました。マイナ保険証への移行に伴いまして、これまでの短期保険証が廃止され、自己負担割合が10割となる資格確認書のみが発行可能となっております。

負担割合が10割となることで、医療機関の受診を控える方も出てくるのが予想されることから、税金を分納で納めていただくことで通常の負担割合に戻す対応や、

滞納理由が経済的な困窮であることなどを把握した場合には、役場福祉担当や社会福祉協議会など自立相談支援機関と連携を図るなど、個人の状況に応じた対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今現在、大玉村では10割負担の資格確認書の発行が行われているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

現在も、滞納の方には資格確認書のほうの交付を実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 具体的に、何人の方にこれが発行されているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

現在のところ、5名の方に資格確認書を交付してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 国保税そのものは、もちろん納付していただかなければならないものというふうに理解をしていますが、払いたくても払えない、先ほど部長からもありましたように、10割の自己負担、なかなか難しくて医療につながらない、そういうことがあっては、本当に本末転倒ということになってしまうのかなというふうにも思っています。納税相談、さらには社協との連携等々で、なるべく少しでも払っていただく、そういう努力は行われているというふうにも理解をするところですが、国は国保税の滞納があった場合でも3割の自己負担で済むと、そういうふうに発行してもいいですよという通達を出しているというふうにも聞いていますが、この点についてはどのように聞いておりますか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

滞納されている方に発行している資格確認書につきましては、従来の特別療養費の対象者ということになりますので、一旦10割をお支払いいただき、残りの3割を償還払いで返却するというような仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） それは理解しているんですが、そうではなくて、国からは3割のまんまの発行でもいいですよ、認めますよというふうに、国は各自治体に通達を出しているというふうに聞いております。なので、そこも見据えた上で、5人の方には10割の資格確認書が発行されているのかどうかを伺ったところですが。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田 敏） 11番議員さんにお答えいたします。

10割負担となる資格証明書の発行につきましては、それまで何回か本人のほうに、特別の事情があるかどうかの調査などを数か月にかけて行ってございまして、それで特に特別の事情も何もなく、本当に自己都合という場合の方に対しては10割負担の資格確認書を発行しております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 特別の事情というのがどういうものを指すのかはよく分かりませんが、国保税を納付できない方が10割を一旦自分のところから出すというのは、とても大変なことだというふうにも思っています。そこで、これまで行われてきた納税相談なりなんなりというものをもう少し充実させて、今でも十分充実させているというふうには考えておりますが、医療を受ける機会、これをなくすようなことだけはならないような取組を進めていってほしいと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、経済的理由で医療機関の受診を控えるということについては、あってはならないことではございますので、今後も引き続き税務課、それから福祉分野で連携を図りながら納税交渉に当たっていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 次に、ヤングケアラーについて伺います。

ヤングケアラーという言葉が使われて随分たちます。本来、大人が担うべきとされている家事、家族の世話、これを日常的に行っている子ども、そして若者のことです。以前にも、この課題については質問しました。令和2年から3年にかけて厚労省の調査も行われておりますが、家庭内のことでもあり、なかなか表面化しづらい部分もあるようでございます。村内ではどのような状況にあるのか、把握しているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり、ヤングケアラーの存在は表面化しにくく、本人が自覚していないなど発見が難しいと言われております。村では、地域の民生児童委員さんに、地域福祉活動の一つとして現状把握の協力をお願いしているところでございますけれども、現在のところ、相談などについてはいただけない状況でございます。また、各学校においては、担任の先生を中心に、日常生活の中で観察や個別面談などを通して確認を行っておりますが、事案は確認していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） なかなか本当に、この課題というのは表面化しづらい部分があるんですね。自分は、それは当然のこととして行っているんだという認識でいると、それが自分の生活を苦しめていることにつながっているんだという認識は持てないのかなという部分もありますし、長年それを繰り返していれば、もうそれが当たり前のことになっている、そういう状況もあると思うんですけれども、全国的な調査、福島県でも行われた調査などから推測すれば、村内にもいるのかなというふうにも思われます。

ヤングケアラーに対しての支援、いろいろ行われてきているところではありますが、村で受けられる支援というのはどういうものがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

ヤングケアラーへの支援につきましては、学校や社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、来年1月に設置を予定してございます母子保健と児童福祉双方の機能を備えたこども家庭センターにおきまして情報を共有し、早期発見や相談支援、生活環境の支援等に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 支援の方法は様々あると思います。その情報をどういうふうに発信していくのか、子どもたちに対してなのか、保護者に対してなのか。いろいろな発信の仕方もあると思うんですけれども、まず気軽にアクセスできる、情報を取得できるような、そういうものをどういうふうにして確立させていくのか、考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

社会全体の知名度を向上させることで、事案の早期発見、それから抑止につながると考えてございますので、今後、啓発活動として、様々な機会を捉えて啓発活動の強化を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 本当に難しい問題なんですけど、この部分で苦しんでいる子どもたち、若者がいることも事実ですので、しっかりとその部分を情報共有しながら、取組を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、子どもたちの課題で最大のものと言っていいのかどうか、不登校の課題、これも本当に大きくなっています。全国的にも、不登校児は増加の一途をたどっていると言われております。村でも増えているとお聞きしております。様々な要因があるというふうにも思いますが、学校に通うことができないということは、残念ながら学校が安心できる場、子どもたちにとってそのような場所になっていないということの側面もあるのかなというふうにも思います。

子どもたち一人一人、要因や課題が違うとは思いますが、まず子どもたちが安心で

きる学校をつくる上では、やはり教員が子どもたちにとって安心できる存在でなくてはならないというふうに思います。日々の仕事に追われ、子どもたちへ寄り添う時間が少なくなっているのが現実ではないかというふうにも思います。やはり、教員の数を抜本的に増やす必要があるのではないかとともに思います。ぜひ、積極的に教員増を求めてほしいと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員おっしゃるように、とにかく指導に当たれる余裕を持った教員の数を確保していくということはとても重要なことで、教育長協議会その他関係の組織を通じながら、あるいは教育事務所、県との交渉の場には、とにかく教職員の定数を増やしていかないと学校は持ちこたえていけないんだということは常々訴えをしているところですし、また定数以外の各種の加配についても、積極的に配置をしていただくように働きかけをしているところであります。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 不登校の子どもたちにとって、安心できる場所、自分の居場所、ここにいれば自分、ここにいていいんだというような、そういう場所というのが、やっぱり子どもたちにとっては重要なのかなというふうに思います。

現在、大山公民館で行われておりますそうした居場所づくり、中学校にも様々な形で広がっているとも聞いております。現在の体制では、何人の子どもたちがこの場所を利用できるのか、やはりもう少し多くの子どもたちが受け入れられるような体制づくりも重要なのかなというふうにも思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えいたします。

不登校児童の関係でございます。現在、実施しています大玉村教育支援センター、通称あだたらふれあい教室と言うんですが、現在、大山公民館で実施しております、現在、月、水、金の週3回、小学生が4名通級している状況でございます。

ご指摘の場所の問題でございましたが、こちら考え方は様々あると思うんですが、国のほうが申しております子どもの居場所としましては、物理的な場所だけではなく、子どもの居場所が重要だということで方針を出しております。第1に家庭、第2に学校、3つ目として第3の居場所というようなことございまして、物理的な場所の整備も必要ですが、その他の部分で対応できることもございますので、こちら場所の検討はもちろん重要なことでございますので、今後検討したいと思うんですが、子どもたちの不登校について、様々な観点から話を聞きながら相談に乗るなどということでも対応したいと現在は考えてございます。

先ほど教育長も申し上げましたが、学校内では学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの相談窓口も整備しております、誰でも気軽に相談できる環境をつくっております。また、大玉中学校には、今年度より独

自にスペシャルサポートルームというのを設置しております。そういった形で今後も対応してまいりたいと考えてございますので、場所については現在のところは大山公民館というところで考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 子どもたちの居場所、もちろん家庭、学校、そのほかの居場所、あって当然ですけれども、家庭にも居場所がない、学校にも自分の居場所と自分が思える場所がない子どもたちにとって、別なところ、全然関係のない大人が自分のそばにいてくれる、いてくれるだけで子どもたちにとっての安心感というのは違うと思うんですね。そういう部分も含めて、物理的なもの以外にもいろいろな相談窓口は設けていらっしゃることもよく承知しておりますが、そこに相談できないからこそ不登校になって、つながってしまうという子どもがいる現実もあろうかと思えます。その辺も含めて、もう少し充実した体制の強化をお願いしたいと思います。

次に、学校給食費の無償化、これは本当に大玉村が誇れる大きな政策です。国も、ようやく次年度から小学生を対象に無償化という方針が出されたところではあります。全額無償ではなくて自治体にも負担を求めるなどという方向で調整が行われているようでもあります。この部分については流動的ではありますが、村長には機会を捉えて国にしっかりと要望していただきたいと思えます。

そこで、今回お伺いしたいのは、村では幼稚園の弁当給食にも補助があり、保護者はとても助かっています。村内の小中学校へ通学している子どもは無償化の対象ですが、特別支援学校へ通学している子どもは無償化の対象になっているのか伺います。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えいたします。

現在、特別支援学校に通う児童生徒につきましては、国の就学奨励費、また就学支援制度などによって、条件、世帯所得に応じて給食費や通学費の一部、または全額が支給される仕組みがあります。一定程度、国による負担軽減が図られているものと認識しております。

ご質問のとおり、本村の児童生徒でありながら支援内容に差が生じている現状については、子育て支援の観点から、また公平性の観点から課題があるとも捉えております。制度的には、今現在、村内から特別支援学校に通われているお子さんについては、全て公立の学校でございますので、現在この就学支援制度によって全額給食費が賄われている、無償化されていると認識してございます。

以上です。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

今、部長が答えたとおりですが、特別支援学級と大玉の子どもが外部に行つて給食費の自己負担があった場合には、4月から全額支給する方向で検討します。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。同じ村に住む子どもたち、村では条件なしに無償化でございますので、そこをクリアしていただくということで、大変よいというふうに思っております。

この項目、最後の質問になります。大学などの高等教育に対する奨学金制度の創設についてです。

この問題も何度も取り上げてまいりました。様々な奨学金制度もありますが、村が行うところに大きな意味があるのではないかというふうに思います。県内でも、いろいろな形で奨学金制度を行っている自治体があります。給付型、貸与型などの制度の在り方や、子どもたちの実態、保護者の実態、さらにはいろいろな奨学金制度などとの整合性など、しっかりとした調査が必要になると思います。これまで、それらの調査が行われてきたのかどうか伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 奨学金制度については、従来の国・県とか民間の団体による給付型、それから貸付型というのがございますが、それについてはもう既に制度が充実しておりますので、村がそこに参入するというのは現実的にはあまり必要ないだろうと考えていますので、それに代わるものとして、新たな、先ほど申しましたように、村に貢献をしていただける人材に対するものとか、そういうもの含めて令和8年度中に制度設計をして、9年度からその新たなものについて実施する方向で関係機関と協議をし、教育委員会と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 令和9年度から実施をする方向ということが、村長から今、お話しをいただきましたので、実現できるというふうに考えております。この奨学金制度、様々な形ございます。村長がおっしゃったように、村にいかにか人を呼び込むか、それを眼目においてつくる奨学金制度、それはそれで自治体が行う制度としては大きな意味があるのかなど。それにつけても、やはり奨学金制度の調査、奨学金を使いたいか使いたくないのか、子どもたちの現状はどうなのか、そういうものも含めて、しっかりとした調査、やるやらないの方向性は決まったわけですから、そこも含めて、やはり調査は必要かなというふうに考えております。制度設計をする上でも、その部分をどのように考えるのか、伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 義務教育までは村が管理をしておりますが、高校生以上については村の管理外になりますので、個別の借入れ状況とか、そういうものを調査することは困難であろうというふうに考えております。一般的に、一人一人教えてくれないかというような調査しか、全体を調査するということはできないというふうに考えております。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 様々な形を通して、やはり知ることが大前提になってくる

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

やぶの刈り払いにつきましては、福島県においても、いろいろな河川等で実施しているところでございます。村内におきましては、該当するやぶ、かなり膨大な範囲となることとなりますので、今後、方法等について専門家の知見や県の指導などを受けながら検討してまいりたいと思います。

あと、柿の木の伐採等の費用の援助ということでございますけれども、こちらも県の支援事業がどの辺まで該当になるかということも考えながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） いろいろな形で今後も続くことが予想されているこの被害でありますので、本当にいろいろ想定して進めていかななくてはならないのかなというふうにも思います。

村が策定しております鳥獣被害防止計画、令和7年度から9年度までの取組が計画されておりますが、計画の内容、どの年度を見ましても、ほぼ変わらないような計画となっております。

解体を行う処理加工施設、これらの計画も、なしというふうにされております。現在は、捕獲した熊の処理は、捕獲隊の隊員の家で処理しているような状況とも聞いています。

今年の計画、令和7年度からの計画は、計画の策定時には想定できないような状況の変化が今年にあったのかなというふうにも思っておりますが、今後も熊の被害が予想されます。現状を踏まえた計画に見直すべきではないかと思っておりますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

今年につきましては、市街地への熊の出没、全国的に報告されておりました、異常な出没状況となっております。高温によるドングリの凶作など、熊の餌となるものが不足しており、餌を求めて市街地まで出没してきておりますので、このような状況につきましては、高温の状態の中で今後も続くことが考えられてございます。

計画については、このような現状を踏まえまして、最悪の被害を想定しながら、あと実施隊の意見等も頂戴しながら、検討、見直しなどを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） しっかりとした計画、対策をつくっていくということが大切かなというふうに思っています。

例えば解体、処理の部分ですが、今、個人のお宅をお借りしている状況にあるとい

うことを考えれば、どこか村営の施設の中で、こういう加工処理施設が造れないのかということなども踏まえて、計画をしっかりと、そういう対応策も計画の中に盛り込むべきではないかというふうに思っております。

計画をしっかりと立てていくことで、交付金の対象というのが拡大されるというお話も聞いていますが、これらの点についてはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、処理施設、加工施設の設置は考えてございませんでした。今後、必要となる可能性もございますので、こちらにつきましては実施隊の皆さんと協議の上、検討のほうを進めていきたいと存じております。

また、県等の補助金の該当状況につきましても、県・国のほうに確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） まず、しっかりとした計画をつくるということが重要なことというふうに思っておりますので、その点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

鳥獣害の被害でございますが、熊に限らず野生動物からの被害、これはなくなることはないのかなというふうにも思います。これらの根本的な原因をつくっているのは、動物ではなくて人間だというふうにも思っております。

もともとは、里山が緩衝帯となり、人間と動物とのすみ分けができていたというふうに思っておりますが、里山が衰退し荒れ果ててきたという問題でございます。これは自然現象ではなくて、人口減少、さらには減反政策などによって耕作放棄地や遊休農地が増えてきたところにも、その要因があるのではないかとこのように思います。

動物にとって、食べ物が少なくなってきた山ではなく、食べ物のある人里に出てこなければ生きることができなくなってしまう。そういう現実があるのではないかとこのように思います。

長野県箕輪町では、ツキノワグマと共生する森林づくりの研究を進めています。熊の生息域と人の生活空間を分けるゾーニングというものを導入しています。やぶの刈り払いや、熊を引き寄せる木の実などの除去、果樹園への侵入抑制などが行われており、このゾーニングを導入したことで、熊の目撃情報が半減したという成果も出ていると聞いています。

このような対策が、将来的には大変大事になってくるのではないかとこのように思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

確かに、緩衝地帯というものは大事なもので、福島県内でもそんなことを言われているかと思っております。ですので、そうした先進の事例等ございましたら、そちらのほう

を調査研究いたしまして、本村においてもどういったものを対応できるかというところで、県の助言もいただきながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） これら様々な取組を進める上では、やはりお金の問題、経費の問題というのが大変重要になってくるかなというふうに思います。

そこで、森林環境税というものを、こういう部分に活用できないのかというふうに思っているところです。国の森林環境税、そして県の森林環境税とで年額2,000円、私たちは納めているということになっておりますが、この税金は森林環境の適切な保全などに活用するというふうにされております。

森林環境税を活用して、野生動物との共生、これを模索する方法を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、議員さんおっしゃるとおり、森林の適正な維持管理に充てる目的で、市町村等に配分されているものでございます。村では、現在まで対象森林の分布状況の調査だったり、集積可能区域の選定、森林整備の意向調査などに活用してございました。

国は、譲与税の使い道として、苗木等を鹿害から守るなど森林を害獣から守るケースのみを対象としておりますので、今後、専門家の意見等をいただきながら、村の適性に合った対策、方法等についても検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この地球上に生きているのは人間だけではなく、動物も同じように生活をしなければならぬ。そういう中では、やはり人間だけではなく、動物も守るべき対象なのかなというふうに思っております。共生という考え方も必要だと思っておりますので、その点も踏まえ、取組を進めていっていただきたいと思っております。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

10番須藤軍蔵君より通告がありました「健全財政の維持と公共施設について」の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 10番須藤軍蔵です。

既に通告しております大玉村の健全財政の維持と公共施設について、この1点のみについて質問を行います。よろしくお願いをいたします。

さて、今年も様々な諸事業が展開される中、早くも師走を迎えたわけでありまして、とりわけ今年には合併70年という記念する年でもありまして、戦後の荒廃から本格的に立ち直りつつある昭和30年から今日まで、平成、令和の時代が進んできたわけで

ありますが、人々の暮らしも変わると要望も変わってくるし、そういう中であって、様々な課題に挑戦して村の方向性を切り開かれてきた皆様に、改めて敬意を、感謝をするのであります。

昭和30年という小学校3年くらいでしたか、日の丸の旗で行進したのを覚えています。紅白の餅もらって喜んで帰ってきた、まんじゅうもらって来た覚えあります。多分、伊藤村長さんだと思いますが、いずれそれぞれの課題に、今日もそれに挑戦している皆さん、進んでいるわけでありまして、私たちも、先ほども質問ありましたように、住民の暮らしや健康を守る施策についても、その時々について村にも予算の要望なども行ってまいりました。今年も先日、お願いをしたところであります。

それにつけても、これいろいろ要望しても、結局のところお金、財源がなければ駄目だということになりますので、その財源でもやっぱり健全な財政でないと、いろいろ要望しても、あまり要望しないでくれなんて言われていたのでは困るので、やっぱりそういう意味では健全財政を維持していかなければ、願望だけになってしまうということで、それらについて。

まず最初に、大玉村の今の財政についての、この間、11月でしたか、広報で財政についての公表がありました。村の財政力の指数を詳しく、これはこういうわけだなんていう、こういうのが出ました。皆さん方にも全部各戸に配られまして、ああそうなっているのかというふうに受け取っていただいたかどうか、見ていただいたか、とにかくこれらの各種の財政力の指数、あるいは地方債の残高、各種基金の総額等々を含めて、今日の大玉村の財政状況について、まず村としては、これらをどのように捉えているかということをも最初に伺っておきたいと思っております。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 10番議員さんにお答えいたします。

6年度の決算の状況につきましては、既に議員さんご承知のとおりかと思っておりますが、主な財政指標で申し上げますと、財政力指数が0.37、経常収支比率は87.8%であり、実質公債費比率は3か年平均で7.0%、将来負担比率は、地方債現在高の減及び普通交付税の基準財政需要額算入見込額の増によりマイナスとなったため、数値算定には至りませんでした。また、財政調整基金、特定目的基金ともに前年度末現在高を上回っており、今後の重点事業を見据え、健全財政を維持できているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 健全財政だというふうに捉えているというお話でございました。

そういう中での住民サービスを低下させないで、維持した上で公共事業等の老朽化対策というものも、今後、大きな課題になってきているところでありまして、これは何も大玉村に限らず、各地域でも、それぞれの自治体でも頭を悩ませているところがあります。

公共施設と言え、いわゆる箱物に限らず橋梁、道路、様々な水道、上下水道等も

含めた全てでありまして、大変な村の事業になるわけでありまして。今、厳しい財政状況の下で、さらには今後、人口も減少する方向になってきている中では、公共施設の利活用の方法等々も変化が生じてくるのかなというふうにも思っております。

近隣の複数の市でも、これらの施設を維持するのはとても大変だということが、そっちこちで聞かれています。例えば、近くの市でいいますと、令和6年度の財政基金はもう3億3,000万円しかないんだと、財調。先ほど総務部長からもありましたけれども、うちのほうの経常収支比率は87.8%ですけれども、この市では101.2%だ。もう新しい事業、全く手つけられないという状況で、新しいものを造れないという、できないというよりも、今までの維持も難しい。そういうことから、学校も含めて44か所について、今後、検討していかなきゃならないと。どうするんだと、廃止も含めてというようなことの報道がありまして、私も今度の質問をするに当たって、その施設の中の45の中の1つを、この2日に行って、見てきました。

ムシテックワールドというところなんですけれども、子どもが実際に生きている昆虫に触れながら、いろんなことを体験したりできる。大人も含めて1日でもいられるくらいな、好きな人は、今も虫、カエルもオニムシも、よく見ると動いていて、年間、六、七万人は毎年行っているというんだけれども、それでもお金、1億何千万、維持費にかかるんだと。とてもとても、その大半は市で負担しているので、これ以上もたないと。したがって、廃止するか、どこかで買ってくれる人にやるか、そういう状況だ。

雨漏りしている話も聞きましたが、どこだと言ったら、うちのほうと同じで、どこから吹き込んでくるんだか分からないけれども、落ちるところはここだと案内をしてもらいました。詳しくしてもらったんだけれども。そういうわけで、どこだというのができないから、対策がしようがないということも、大変な話も聞きました。いずれにしても、そのようにして、子どもらも喜んでるんだけれども無理だというお話がありました。

これは、何らその市の話ばかりではなくて、我々のところだって、ほぼそんなに違う話ではないかと。近いうちに、そこまで追い詰められてはいないと思うけれども、そういう状況じゃないかということからすると、じゃこれまでも村長やその他の幹部職員の皆さんにも、いろいろな問題について検討していかなきゃないことについては、内部でそれぞれ今、いろいろと検討しているんだというお話は時折承ってきたわけですが、今回、私はあえてそういうことについて、じゃその検討をしているのはまずどれだということから含めて、どういうことをやっていかなくちやならないかということを考えていくか、その最優先はどこだということについて、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 10番議員さんにお答えいたします。

現在、こういった公共施設の今後の在り方、方向づけ等について、住民の方々のご意見を聞くために、年明けにそういった会議のほうを持ちたいというように考えてご

ございます。

そういった中で、当面、課題として検討を予定している施設につきましては、例えばですが堆肥センター、村民プールと学校プール、それから村民運動場のナイター設備、保育所、それから（仮称）子育て支援センター及び大山公民館、産業振興センター、再エネ・アグリパーク等々を想定しております。

現在、内部検討中でございます。現有施設のほか、今後整備する施設につきましても協議していきたいというふうに考えております。

最優先というお話ございましたが、今、述べましたような施設が優先的なものというふうに捉えております。現在、そういった状況もありまして、現時点ではまだどれを優先的にというものまでは決定している状況ではございませんが、優先順位をつけながら、今後、施設整備については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今、そういうように数、いっぱい挙げられるとは正直思っていないくて、最優先といたらこれかなというふうに出てきて、あと次にこれとこれと来るのかと思ったけれども、これいわゆる全部課題だということですね。その中でも、一番先に出たのは堆肥センターかな、俺の想定とは、若干違ったけれども、プールかななんて思っていたけれども。

いずれにしても、そういうものについての様々な公共施設のありようについては、修繕によって長寿命化を図る、あるいはもう全く新しくするんだと、あるいはもう統廃合して、ある意味、もうはっきり言って廃止するんだと、様々な手法があると思うんですね。そういうようなことも含めると、それぞれで全く、それによって対策の方法も全く手法によっては違うようになるので、一概には言えなくなってしまうね。直して使うんだというのと、なくしてしまうというのでは、全くこれも違うんで。

そういう意味では、じゃ最優先というのは聞くことにしていたんだけど、堆肥センターなりプールなりなのかなというように思います。

そこで、先ほども部長から少し、ちょっと触れられましたが、今、検討の時期を進めているんだと言ったけれども、実質的には検討からもう一歩進んでやる、そういうものをもっと具体化していく必要もあるんでないかということを知りたかったのに、何かやるような向きの話、ちらっと来春に住民の意見を聞く、年明けには聞くような機会を設けるような準備を考えているというお話ありました。ぜひ、お願いをしたいと思います。

今、言ったように、その手法によっては様々変わるわけでありましてけれども、総務省で大分前に、これらがもう相当くたびれているからということで、通達というか推進するために、そういうものの健全化何ちゃらという資料を出したんだわね。それ見たら、そんなに何かいいお話を、何か応援するぞなんていう話ではないんだね。そういうような計画をつくってやったらいいみたいな中身で、何かいい話あるのかと思って一生懸命見たんだけど、何もないんですね、これ。

その中でも取るものはあるのかどうか、併せてそれらも使えるのならば、うまく、何か手当をしてくれるのとどこかに書いてあったような気がしたものだから。何にもないのではしようがないんだけど。言うだけ言って、口だけ出して、あとは出さないのでは、言われたって困ってしまうんだね。

そういう意味で、それらの事業も含めて、総務省のものも何か参考になるものがあるのか。もしあるとすれば、併せて進めるべきだと思うんですけども、それらの考え方についてお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 10番議員さんにお答えいたします。

まず、議員さんご指摘のとおり、具体的に検討を進める時期に来ているのかなというような認識は持っているところでございます。

総務省から、要は議員さんおっしゃるとおり、いろんな手法を含めて長期的視野に立って公共施設の在り方について検討していきなさいというのが、総務省の大きな通知というか概要であるというふうに認識しております。

当然ながら、村のほうでは、まず公共施設等総合管理計画というものを策定しております。そこに今度、施設個別に対する個別施設計画というものがありますが、こちらの策定、それから見直し等を行いながら、当面、課題としている施設につきましては、廃止や継続、更新も含めまして、総合的に方向性のほうを定めていければなどというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれお答えをいただきました。

そうした計画で、全体の、そして個々の、そして見直しというようなことも含めて、そういう行程で進めていきたいというようなお話ありました。

先ほども言ったように、日本全体、特に地方においての人口減少、こういうのが進む中では、私、いつも皆さんに、会う人に今、言っているんですけども、これまでのようなサービス、それはこれからは求められないんじゃないかなと。かなり一定程度、制約を受けるということは、これからはやむを得ないんじゃないかなというふうに思っておりますし、皆さんにもそのようなことを今、言っているところでありますが、だからといって、そういう受けられないんだよと、もう大変なんだ、駄目だよと言いながらも、じゃそれ何にもそういう声を上げることができない子どもさんをはじめ、いわゆる健康や福祉面での弱者と言われる、そういうところに負担がいったんでは相ならんというふうに思うわけでありまして。

したがって、物を言える人は、一定程度は制約を受けてもしようがないのかなというふうに思ってもいるんですけども、いずれにしても、そういう住民サービスが低下するということとのこうした反動というのは出てくるんですね。

これがなかなか、これからが大変なところではありますけれども、そういう意味で負担がかからないようなことをきちっと考えていってもらいたいし、特に私、今回、

その中で大事だなと思ったのは、公共施設の在り方についても、いろんな手法で進めるについても、住民の皆さんの理解醸成、それはそうだよな、しょうがないよなというふうに思ってもらえるまでの時間が欲しいと思うんですね。あと、議会に対しても、きちっと説明してもらわないと、おらほうで決めたから、こうするからでは困っちゃうので。

今の高市内閣になってから、どんどん悪くなっているんだけど、議員定数削減するからと、みんなで議論するけれども、してみたらまとまらなかったと、じゃおらほうで決めたいようにするからなんで、そんな提案はね。村長はそういうことはしないと、おらほうで考えたことにするからないなんて言われたんでは、たまったものじゃないからね。

住民の声は、一応聞くのは聞いたからでは困っちゃうので、やっぱり相当これいろいろ議論はあると思うんです。ただ、議論だけしても、進まなくてもこれ困る。これは非常に難しいけれども、だけれどももうやるだけやった後は、意見はみんな聞いたから何だということまで一定程度で区切ってしまうのではなくて、やっぱり皆さんの意見の、やっぱりある程度のこんなくらいはしょうがないのではないかというようなやっぱり状況にまで、ある程度は考え方、基本は示してもらって結構ですけども、そこに至る経過というのは、私、大事なのかなと。今、特にこのことについては、きちりやるべきだと言いつつも、早く決めちゃえばいいからとは思わないんですよ。

そこら辺について、村長の基本的な、そういうことに対する、決定するに至るまでのプロセスというのが私は非常に大事だと思うんで、それについての考え方についてお尋ねしたい。村長。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

昔からスクラップ・アンド・ビルドという言葉は、再三、行政の側から出てきたと思いますが、実際、じゃ何をスクラップして何をビルドしたのかと。ビルド、ビルド、ビルドで来ました。要求されれば、それを造っていくと。そういう時代でしたので、住民の要求あれば造りますと、手当てをしますとやってきましたが、やはり時代が変わりましたので、今こそスクラップ・アンド・ビルドを現実のものにしないと、村は回らなくなってくるというふうに考えます。

ですから、公共施設もいっぱい造りました。老朽化して、それが本当に真に必要なのかどうかということも検討して、その中で例えば1か所を廃止、もしくは利用方法を変えることによって2,000万円の金が浮けば、その金をどうするかということ、さらにまた別な住民サービスが新たな住民サービスに向けることができるということです、時代時代によってニーズは変わります。行政需要も変わりますから、高齢者に向けるとか、あとは産業のほうに向けるとかと。

ところが、その財源がなければ、向けることができませんので、必要性の高い行政需要に対して、必要性が少し下がってきたサービスについては廃止、または縮小するという方向で、令和8年度中に大体の方向づけをやって、早ければ9年度から廃止、

または縮小という形で実施をしていきたいと。

1年間ありますので、15名以内で、各分野から村民の方に入っていて、これについてはどうでしょうかというお話を伺って、例えば堆肥センターのことをどうするかという協議のときには畜産の方にも入っていただいたり、関係者が入っていただいて意見を聞きながら方向づけを定めていくということで、村が一方的にこうするんだというようなことではなくてやっていきたいと。

ただ、賛否両論が必ず出ます。そのときには大所高所で、これは痛みが伴うものでも、やはりしっかりと将来のためには決断をさせていただくということになると思います。

ですから、現在の行政需要、現在やらなければいけない必要性の高いものに対して財源を振り向けるためにということですので、決して行政厳しいので、これやめて、これやめてということで、今回の検討をすることではないということになります。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

今のようなお話についても、今後、いよいよ新しい年にも入るわけですので、機会あるごとに住民の皆さんにもよくお話をしながら、十分に理解をいただきながら進めていくということについて、特段のお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議といたします。再開は午後2時15分といたします。

(午後2時06分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午後2時15分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 1番三瓶賢一君より通告がありました「J-クレジットの取組について」ほか1件の質問を許します。1番。

○1番（三瓶賢一） 1番三瓶賢一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件について一般質問を行います。よろしくお願ひします。

それでは、質問事項1番、J-クレジットの取組について行います。

まず、このJ-クレジットのJは、私も分からなかったんですが、調べましたらジャパンのJ、日本版という意味だそうですので、先にお話ししておきます。

質問の要旨ですが、水田中干し期間の延長J-クレジット制度は、水稻栽培の中干し期間を通常より延長することで、温室効果ガスであるメタンガスの排出量を削減し、その削減量をクレジットとして認証、取引する仕組みです。このクレジット創出を販売することで、農家は新たな収入を得ることができます。

そしてまた、もみ殻は、堆肥センターで、現在、無償で引き取られておりますが、

畜産農家の減少、最近際立っておりますが、そういったことで堆肥も減少すれば、今後もみ殻も余ってくるということも予想されます。もみ殻は、薫炭にすると土壤改良剤としての効果が期待され、加えて炭素を土壤中に固定するため、CO₂削減策としてJ-クレジットの制度の対象ともなります。

また、現在、玉井財産区の所有面積は約390ヘクタールと聞いております。森林の枝打ち、下刈り、間伐など、適切な管理をされております。さらに、植林作業も行っておりますので、この広大な面積の森林に吸収されるCO₂の量は、国が定めるJ-クレジットに該当するのではないかと思います。

このような国の施策の普及拡大について、現在、大玉村の取組について伺います。よろしく申し上げます。

(1)として、中干し期間延長のJ-クレジットについて、村ではどのような普及活動が行われてきたのかを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 1番議員さんにお答えいたします。

村で行っております、これまで行ってきた中干し期間の延長J-クレジット制度の普及活動につきましては、令和6年度に村の認定農業者連絡協議会において研修会を行って、周知を図ったところでございます。

今後につきましては、JAなど関係機関、こちらと協議、連携しながら、普及等についての協議、検討をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） 令和6年度に、認定農業者の方々とそういったすり合わせを行ったということですが、今年度についてはいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 1番議員さんにお答えいたします。

今年度につきましては、行ってございません。

以上です。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） 初年度のそういった取組の後、今年度においてなぜ行われなかったのか、普及が十分だったのか、その辺の認識についてお願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6年度において実施をして、7年度において実施しなかった、普及が十分だったかという話でございますが、6年度に実施したときには、既に村の大きな農家の方は、ほとんど参加していたと思っております。

その中で、始める始めない、そのときも協議というか会員さんの中で話はあったんですが、始めるという方もあれば、ちょっと見送るという方も、それぞれだと思っております。既に取組を進めているという方もいらっしゃると思いますので、こちらにつきましては、村としては今のところはもう個人のほうでやる、または農協さん

のほうでも同様の、Jークレジットの実施するシステムの会社は違うんですが、そちらのほうも取組を行っておりまして、そちらについてもその中で取組をJA側とするというふうな形もありました。

こちら、研修で呼んだのはクボタシステムの、クボタから来てJークレジットの説明をしていただいたわけですが、あとどこの会社のそういったシステムを使うかにつきましてもやはり差がございますので、ある程度は農家さん個人の考えの下、進められて、普及が図られたものと考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） そのような初年度の取組、もっともっと強化をしてほしいなというふうに私は思ったものですから、今、話をさせていただきました。

どうぞ、こういった取組については、農家が、この後、出てきますけれども、新たな収入が得られると、そういったことを重要視していただいて、こういった取組を入り口の段階から強化してほしいという気持ちです。

次の（2）に移ります。

現在、取り組まれている農家数と、取り組まれている面積、これらについて捉えているものについて伺います。

また、この制度の活用により、農家の概算で収入がどのくらい増えるのか、それらについても伺います。よろしくをお願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 1番議員さんにお答えいたします。

まず、取組農家数でございますが、こちら現在、確認できた範囲では4戸、面積は約110ヘクタールでございます。

概算収入につきましては、算定の基準となる項目につきまして、取組の面積だとか圃場の排水性、あと稲わらのすき込みだったり、堆肥の施用をしているかしていないか、その量などにより変動しますので。またシステム提供者によっても金額が若干異なってくるために、1ヘクタール当たりの取組で数千円から3万円ぐらいまでと、大分クレジット額に幅がある状況でございます。

ただ、この取組をJA新みやぎで先んじて行った結果、令和7年度の実績によると、平均して1町歩当たり、1ヘクタール当たり1万5,900円だったというデータがございましたので、これを当てはめて現在のJAの米の概算金等で割りかえますと、大体でございますが0.6%の収入増になるというふうなことで計算はしております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） すみません、最後の部分、聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） JA新みやぎの令和5年度の実績によりますと、1町歩、1へ

クタール当たり1万5,900円だったという結果がありますので、それを1町歩当たりの、今年の米の概算金が大体1俵60キロ当たり3万円でございますので、そちらを村の反収と合わせて考えますと、大体でございますが1町歩当たり270万円ぐらいの概算金が入ると。このJ-クレジットも同様に取り組んでおけば、そこで1万5,900円が入るので、1万5,900円割る270万円で考えると、0.6%の収入増ということになるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） そうしますと、今回、現在取り組まれているのは4軒ほどだと。規模の大小あると思いますが、全体で110ヘクタールほど。単純に1万6,000円を掛けると百七、八十万円ですか、ぐらいの、こういった手続をすることによって増えたということになります。

まだまだ取組されていない方々がいるわけですが、そういった方々に対して、今後こういった取組をされれば収入は増えるんだよというような活動をぜひ進めていただきたい。こんなふうにも思います。

ただ、先ほどもあったように、土壌条件によっては、中干しが適当かどうかという条件も制約されます。また、品種構成や規模によってもまちまちだと思いますが、まだまだ取組をされていない方に対しての取組も強化すべきだと思いますので、ぜひお願いしたいというように思います。

続きまして、（3）ですが、県内では既に天栄村とグリーンカーボン株式会社で包括連携協定を締結しております。今後、大玉村でこういった行政と企業が連携して取り組む考えがあるかどうかについて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 1番議員さんにお答えいたします。

J-クレジットに関する企業との連携につきましては、JAをはじめとした関係機関と協議の上、先進地のほうの取組などを参考に調査研究を行いまして検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） ただいまの話ですが、取組を入り口でやらないと、既に4軒取り組んでいる、110町歩。

ですから、私の聞いていた話も、ちょっと矛盾しているかもしれませんが、もう既に取組されている。村全体でどうするんだということに対しては、当初の入り口の段階で、こういった話をぜひやっていただきたい。このように思いましたので、今後新しい施策が出たときに、農政の場面でこういったものをもっともっと重んじて取組姿勢を強化しながら、個人ではなく村全体で取組をするような、そういった姿勢をぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、（4）番のもみ殻などのバイオ炭、いわゆるくん炭に取り組むような考えが

あるかどうか、これについても伺います。よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 1 番議員さんにお答えいたします。

バイオ炭、くん炭でございますけれども、こちらにつきましましては以前、村内でも取組をしていた事業者がございました。

バイオ炭は、議員さんおっしゃるとおり土壌改良剤として利用することができます。あと、農地施用をすることによって J-クレジット制度の対象となることから、今後、村としましても取組が可能であるかについて、農業振興公社だったり関係機関とも協議しながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） こういった単純にもみ殻が余ったから駄目だよではなく、もみ殻の使い方によってはというような考え方をぜひ持っていただいて、取組のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に、（5）ですが、玉井財産区における森林の適切な管理は、J-クレジットの創出に該当し、認証されるのではないかと伺っています。

玉井財産区は、今月の 13、14、15 日、3 日間にかけて財産区の下刈りをするということも伺っていました。ぜひ、この点について伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

玉井財産区の区有林につきましては、ご質問にあるとおり 392 ヘクタールございます。玉井地区から選出されます役員の皆様に、年間の事業計画に基づき下刈りや枝打ち、伐採後の植林や間伐作業等に出役いただいているところでございます。

財産区有林全体のうち、認証されることに必要な森林経営計画を策定している部分は 87 ヘクタールほどとなっております。そのうち、間伐や下刈り、枝打ちなどの作業を行っているのは、トータルで大体 15 ヘクタールほどとなっております。

この 15 ヘクタールほどにつきましては、必要な手続等を行えば認証にはなるのかなというふうには考えられますが、この J-クレジットの取組に当たりましては、まずその手続そのもの、これも結構複雑で、コストも一定程度かかります。ましてや、ある程度の施業面積、それから定期的な施業が必要と想定されますが、現時点では施業に当たる人間的な面、それから施業を委託した場合の費用的な面、こういった部分を考慮しますと、現在の施業面積を拡大していくというのはなかなか難しい部分かなというふうには捉えております。

しかしながら、今後、財産区有林の適切な管理、運営、こういったものと総体的にこの辺は検討してまいり課題かなというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） 丁寧な説明、ありがとうございます。

私は、財産区に限らず、大玉村がこれだけの、個人の山を含めてたくさん持っているわけです。どうしても山の管理がおざなりになって、荒れ果てた状態になっているのが現状です。こういったことも含めて、財産区に限らず、全体での取組がと思ったものですから質問させていただきました。

次に、（6）ですが、自治体間で喜多方市と東京都中野区が協定を締結していますが、今後、大玉村でこういった取組が考えられているかについて伺います。よろしくをお願いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

本村自体につきましても、例えば施設の照明のLED化であったりとか、あと公用車を電気自動車やハイブリッド車に更新するとか、いろんな取組によって二酸化炭素の排出量削減に努めておりますが、なかなか自治体とか事業所において排出量削減の目標を達成するという状況は、本村のみならず他の自治体等においても、なかなか厳しい状況にあるのかなというふうに認識しております。

さきの答弁で申し上げました。ある程度、こういった締結に至るまでには、ある一定の量的な部分が必要になってくるかと思えます。

ただ、このJ-クレジットの取組というものも有効な手段の一つと考えられますので、議員ご指摘のとおり、先進的な事例も調査研究しながら考えていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） ありがとうございます。

これまでの質問については、少しでも村のほうに財源が、財源といいますか収益が確保できればという思いから質問させていただきました。いろんな場面で、村の中で何かするとお金がかかってしまうというのが多いものですから、ぜひお金をかけることよりも、お金を幾らかでも引っ張ってくるような、そういった思いで質問させていただきましたので、今後についてもこのJ-クレジットの取組、いろんな場面で当てはまる部分があると思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、質問事項の2番です。

空き家の実態と対応についてということで、今日はさきに渡邊啓子議員より一般質問でありましたが、私のほうでも重複する部分がありますが質問させていただきます。よろしくをお願いします。

質問の要旨ですが、空き家は人口減少、少子高齢化、相続問題など複数の要因が絡み合って発生しているのが現状です。独り暮らしの方々も増えてきており、さらに増加傾向にあります。空き家の荒廃により、景観が損なわれるだけでなく、大分市の大規模火災がありました。あのように見られるような防災の観点からも、空き家への対策が必要となっています。

大玉村の取組について伺います。

(1)として、村内の空き家の実態をどのように把握しているのか伺います。また、このような空き家に対して、税制上どのようになっているのかについて伺います。

空き家については、いろいろと一番壊れそうな、もう朽ちて倒れそうな特定空家と言われるものがありますが、そういう状態をどれだけ把握しているのかという意味で書きましたので、これらについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1番議員さんにお答えいたします。

さきに5番議員さんのご質問にお答えしましたとおり、今年の2月から7月にかけて127件について実態調査をし、その結果、56件が今回の調査において空き家と判定された件数でございます。

こういったことを基に、第二期大玉村空家等対策計画を策定しまして、空き家解消に向けた対策を講じているところでございます。

税制について答弁させていただきますが、住宅用地につきましては、地方税法に基づき課税標準額に課税標準の特例が適用されておりまして、小規模住宅用地では評価額の6分の1、一般住宅用地では評価額の3分の1、軽減されているところです。通称空家法に基づき、特定空家等、それから管理不全空家等に該当し、市町村からの勧告を受けた場合は、住宅特例は解除されることとなり、翌年度から敷地に係る固定資産税は増額するというような制度になってございます。

以上です。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） ただいまお答えいただきましたが、特定空家と申しますか、税制上、放っておいても税金は同じでは気持ちが動かないと申しますか、そのままになってしまっているのが実態だと思います。

こういった面に対して、非常に微妙なところありますけれども、放っておいたらどんどん朽ちていく。環境上、非常によくはない。防災上の問題も出てくる。そういった負の遺産が先送りされるだけのことだと思いますので、その点、行政のほうでどういった時点で税金のかけ方と申しますか、それを判断されるのか。その辺は、行政区との関係と申しますか、行政区の区長と連動しているのか、役場で捉えているだけなのか、それらについて伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1番議員さんにお答えいたします。

実際に今年、長年放置されている空き家等々につきまして、区長さんであったり、それから地域住民の方も立ち会っていただくなどして対策を講じ、そして特定空家等という形で認定した空き家もございまして。行政手続上からいけば、今、特定空家に指定した後の助言、指導というものをやっているところでございます。

その後、法定な手続でいうと勧告というものができることになっておりますが、勧告をすれば、固定資産税上のそこら辺の特例が解除されるというものになります。

ただこの辺につきましては、我々としまして当然、強い執行力を発揮することになりますので、この取扱い等については慎重に、こういった時期にしかるべきそういった措置を取るかというのは検討していかなければならないなというように、現時点では認識しているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） ありがとうございます。

税制上になると非常に微妙なところはあると思いますけれども、空き家のままではまずいんだという認識を強めていただくような、認識を強く持ってもらうような方向を取っていただきたいというふうに思います。

次に2番に、現在、大玉村の空き家バンクの登録の実態、これについて伺います。

空き家バンクについては、いろんな空き家の状況にもよりますけれども、空き家の実態と申しますか実情と申しますか、それらについてまずは伺います。よろしくお願ひします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

空き家に関して、現時点では村内で民間での取引が結構活発であることや、それから相続登記が済んでいないため登録までには至らなかったという物件などがあります。そういった状況もあるため、現在、空き家バンクへの登録というものはございません。

ただ、今年の11月末時点で、この空き家バンクを通じまして売買や賃貸の契約が成立した件数は6件というようになってございます。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） ただいまの空き家バンクの件で、6件ほどということで、1件でも余計に対応できればというふうに思います。

ただ、ここに民間の話が出てきました。行政側で、こういった空き家があるんだよということをもっと民間の業者の方にも発信して、やっぱり民間の力というのは、ある意味、私たちが思っている以上に大きなものがあるように思います。それを引き出して、行政側だけでやるんじゃなくて、民間の力を活用と申しますか利用と申しますか、うまく運用できるような方向性を取っていただきたい。

私も、身近にそういったことがありまして、最近、そののところに何度か行って見てきました。また、私の近くでなくても、そういったところがあるということで現場に行ってみると、これがそうなのかという空き家の状態、分かってきますので、ぜひそういうふうな目で見ていただきたいと、このように思います。

次に、(3)として、敷地内の草や樹木が伸び放題になった空き家について、苦情や問題は生じていないのかと、その場合、どのように対応しているのかについて伺います。よろしくお願ひします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、管理不十分な状態が長期間継続し、特に近隣に及ぼす影響が大きい空き家の所有者に対しまして、複数年にわたり再三、適正管理を依頼してきたところですが、改善が見られなかった事例がございます。

そこで昨年、村において敷地の境界を越えている草木の除去や放置物の撤去を実施いたしました。その後も、引き続き改善が見られないことから、本年度、法に基づく立入調査を実施し、特定空家等と認定し、所有者への助言、指導を実施したケースがございます。

また、年に数回、それ以外の空き家も含めまして、近隣の方からの問合せ等が数件ございます。その場合は都度、所有者へ連絡し、例えばシルバー人材センターを紹介するなど、そういった適正な管理をいただくよう依頼を随時行っているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） 敷地内の草が今、伸びている状態は、非常に枯れて危険といえますか、一旦、飛び火があつたりすると類焼を起こしてしまう、延焼する、そういったことが非常に考えられます。

各地区の中で、そういった空き家に対しては、やっぱり自主防災組織などが関与していくとか、地元の消防団だとか、近隣の住人だとかという、そういった方々がやはり草を処分するだとか、伸びてきた樹木は、もっともっと大きくなる木の種類によっても、小さいうちに処分してしまうだとか、そういったことをぜひやっていただくことによって、景観の保ちや危険性も解除できると思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に（4）に、空き家には放置され、倒壊の危険や衛生上の問題、景観の悪化など、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家があります。空家除却費補助金は、これまで何件ほど利用があつたのかということと、空き家の持ち主にどのように周知しているのかについて伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 1 番議員さんにお答えいたします。

大玉村空家除却費補助金につきましては、本年度、2 件の交付決定をしてございます。

また、空き家所有者への周知方法につきましては、不良度が高く、緊急を要する空き家の所有者へ直接働きかけをしておりますして、迅速な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（三瓶賢一） 2 件ほどあつたということですが、私は空き家の数がどんどん増えている中で、2 件あつただけでもよかったとは思いますが、もっともっと活用されて、

空き家の撤去なり、そういったことを進めていきたい、このように思います。

いろんな場面で周知していく中で、実際、空き家には人が住んでおりません。その方々に、どういった形で通達して理解を求めているのかということについて、もう一度伺います。よろしくをお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 1番議員さんにお答えいたします。

先ほど答弁したとおりでございますけれども、今のところは直接、所有者の方へ連絡して周知しているところがございますけれども、今後、そういった補助事業の内容等について、ホームページや広報紙等において、住民の方へ周知等を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） こういった活用がされて、空き家が1件でも減ってほしいとは思いますが、要は私が思うのは、村では今、人口が増えています。家も建っています。ただ、それは優良農地を宅地として、それでいて新しい建物が建っているのが多いと思います。ですから、そういった面で、今ある空き地、空き家の活用をされて、優良農地はできるだけ確保しておく。その代わりに、空いている空き家の土地や建物を、何とか行政と民間の力を合わせて、そういった取組を強化していただきたいと思います。

渡邊啓子議員は、この空き家問題については3度ほど質問をされたと先ほどありました。私も含めて、今回で4回目です。もっとももっとこういった空き家についての対応の仕方、これを研究して行っていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、村長のほうからスマートインターの設定の際に、大変、国土交通省から評価されたと、高い評価を受けたという話がありました。私は、その話を聞いて、とってもうれしかったです。優秀な職員に対してということで評価されたわけですから、ある意味、そういったことが、こういった部分にも目を向けていただいて、さらにさらに発展的に進めていただきたい、このように思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、1番三瓶賢一君の一般質問を打ち切ります。

4番菅原貴子君より通告がありました「第五次大玉村総合振興計画の進行管理は」ほか1件の質問を許します。4番。

○4番（菅原貴子） 4番菅原貴子です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました件について、これより一般質問を行います。

初めに、1、第五次大玉村総合振興計画の進行管理はについて伺います。

村の総合振興計画の前期計画期間は令和7年度までであり、同計画第3章で、計画の進行管理の方法として、PDCAサイクルによる評価・改善を行うこととなっています。

そこで、次のとおり評価・改善と計画見直し作業の現状を伺います。

まず、1、計画見直し作業を実施中と思われませんが、総合振興計画の政策目標・基本施策ごとに見て、令和8年度からの後期計画で重点的に取り組む必要があると見込まれる施策はあるのでしょうか。

計画の見直し作業は、令和6年度中旬頃から7年度にかけて行うことになっていきますので、現時点での評価の結果で構いませんので、お聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 4番議員さんにお答えいたします。

重点的に取り組む必要がある施策につきましては、多岐にわたるところであります。例えばまずは政策目標1「力強い産業の復興・創生」、基本施策1「農林業の復興・創生」で掲げる農業の振興です。特に、担い手の育成や新規就農者支援に向けた取組の強化が必要であるというふうに考えております。

次に、基本施策2「商工業の復興・創生」及び基本施策13「交通基盤の確保」の2つにつきまして、さきに決定いただきましたスマートインターチェンジに絡む大玉ゲートウェイ構想、このスマートインターチェンジの整備、それから4号線沿線に計画している工業集積拠点、さらには直売所を核としました地域振興施設の整備、こういった整備に向けた検討が引き続き必要かなというふうに考えております。

3つ目に、政策目標2「みんなで支える安心生活」、基本施策4「健康づくりの推進」、基本施策5「高齢者支援の充実」、基本施策6「障がい者福祉の充実」につきましては、誰もが健康で生き生きと安心して暮らせるよう、各施策の継続と充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

基本施策9「絆づくりの推進」では、「日本で最も美しい村」連合加盟自治体との地域間交流や、台湾、ペルー共和国マチュピチュ村などとの国際交流を促進し、さらなる交流人口、関係人口の創出と、村民の皆様が誇りと思っただけような取組に努めてまいりたいと考えております。

最後に、政策目標3「自然と生かした快適な暮らし」、基本施策12「快適な住空間の形成」及び政策目標4「夢を育てる教育・子育て」、基本施策14「子ども・子育て支援の充実」につきまして、現在、展開しております定住人口増加対策及び子育て支援に関する各種補助事業を維持するとともに、大山地区に建設を進めております（仮称）子育て支援センターの早期完成を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） ご丁寧な説明、ありがとうございました。

7年度までに、計画はしていたけれどもできなかった施策はございますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 4番議員さんにお答えいたします。

総合振興計画の総体的な部分で答弁させていただきますが、例えば新型コロナウイルス

ルスの影響によりまして、住民参加のイベントや交流事業など一部中止せざるを得なかった事業や、状況の変化に伴うアットホームの運営の見直し、国からの補助金や交付金の縮小による道路整備の遅れなどが考えられますが、個々具体的に計画の見直しが必要な事業はありますが、おおむね計画に沿った事業展開が図られているというように認識しております。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（菅原貴子） 計画的に進んでいるということで、理解いたしました。

後期計画の策定期間のめどはいつか伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 4 番議員さんにお答えいたします。

現在、庁内の検討委員会で原案の最終校正を行っており、今後、役場庁内で組織する企画調整委員会、そして住民からのパブリックコメント、総合振興計画審議会、こういったものを経まして、3 月には議員の皆様へ報告を行い、できる限り年度末には決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（菅原貴子） 着々と進められているようで、安心いたしました。

後期計画は、できる限り早めに各部署に徹底して取組を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

陳情案件「村道弓谷地―大畑線拡幅工事」の検討状況について伺います。

令和 6 年 3 月の議会定例会で採択された村道弓谷地―大畑線拡幅工事について、昨年 9 月定例会で対応状況を質問しました。1 年が経過しましたので、その後の検討状況について伺います。

まず 1 つ目は、昨年 9 月の定例会での質問には、国費による財源の確保を目指すのが、国の交付金での財源確保は難しいという答弁がありました。

その後、本件村道拡幅の財源確保は進んでいるのでしょうか。教えてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 4 番議員さんにお答えいたします。

村道弓谷地―大畑線拡幅工事につきましては、その必要性について十分認識しております。

現在、早期の事業着手に向け、社会資本整備総合交付金事業において、国が重点事業に掲げてごきます通学路に関する交通安全施設整備事業に配分される予算の確保に向けて、事業準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（菅原貴子） 本件陳情は、近隣に住宅新築が進んだことで、車の通行が増加して、

中学生の通学の安全確保が必要であること、また村道が狭いため車の交差ができず、付近の農地耕作者に支障を生じていることなどを起因しています。引き続きのご努力をお願いしたいと思います。

次に、子どもたちの安全確保のための代替措置を検討しているとの答弁がありましたが、その後の代替措置の検討の進捗状況を、具体的な代替措置を含めて教えていただきたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 4番議員さんにお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業、こちらに認可されたといたしましても、完成までは相当の時間を要することになるかと思えます。待避所の設置を先行して整備するなど、即効性のある安全対策について、併せて検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） これだけの距離がありますので、大変な事業だということは十分承知しております。

ただ、事故が起きてからでは間に合わないので、ぜひ補助金なりを獲得していただいて、安心・安全な暮らしができるようお願いしたいと思います。

最後にですが、これは私の勝手な考えなんですけれども、子どもたちの安全や車両の擦れ違いに支障があるのは、もともと狭いことに加え、村道北側に幅の広い水路が流れていて、転落防止のガードレールがあること。これで30センチくらい、運転する人は怖いので、離れて通るという理由があります。

そこで、道路の拡幅や車の交差の、財源の問題からなかなか進めることは難しいと思えますので、次善の策としてコンクリート製品を使ったプレキャスト工法によって、ガードレールを隣接の水路上に移設することで、車の交互通行や農作業時の交通障害は軽減できると思われれます。用地買収による道路拡幅の代替案とならないでしょうか。

参考までに、プレキャスト工法でのガードレール設置は、村道住吉一仲ノ沢線の三合目地内で設置されております。かなり高価になるということなのですが、子どもたちの安全を考えると、その辺は村としてどのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 4番議員さんにお答えいたします。

村道弓谷地一大畑線を整備する第一の目的としましては、議員おっしゃるとおり、児童生徒が安全に登下校できる路線にすることを認識しております。その上、車の交互通行や農作業時の交通障害も含めまして、道路幅員の在り方については総合的に検討を進めなければならないといったことが考えられます。

道路幅員を検討する上で、安全性や快適性に加えまして、経済性も考慮することも大変重要でございます。一般的には、何らかの理由によって事業用地の確保が困難な

場合においては、議員おっしゃったプレキャスト工法、こちら利活用がなされることもございます。

したがいまして、まずは道路拡幅に必要な事業用地を確保することを、まず最優先に考えて検討していきたいと思っております。その上で、用地の買収、困難でございましたら、その次の案としてプレキャスト等の別の工法等についても検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） ご丁寧なお答え、ありがとうございました。

村道の拡幅に当たって必要な土地というのは、皆さん、所有者が全員賛成して、道路を広げてほしいという要望が出ております。反対する人は誰もいないと思いますので、その辺をお含みおきいただいて、一日も早い拡幅をお願いしたいと思っております。

いろいろありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、4番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後3時20分といたします。

（午後3時06分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後3時20分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 2番館下憲一君より通告がありました「有害鳥獣対策で住民の安全を」の質問を許します。2番。

○2番（館下憲一） 2番館下憲一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました1件について、これより一般質問を行います。

質問に先立ちまして、12月5日にスマートインターチェンジの事業化が決定されました。誠におめでとうございます。これにより、大玉村も大きく発展するのかなという期待が大でございました。残念ながら、私、今年最後の熊になろうかと思うんですが、捕獲のために肝腎な垂れ幕のお披露目に出席することができませんでして、非常に残念な思いでありますし、何か忘れられない1日なのかなという感じがしました。

それでは質問に入ります。

有害鳥獣対策で、住民の安全をどのように確保するか。

猛暑によるブナの実の凶作で、熊が人里に連日のように出没して、世間を騒がせています。秋田県では自衛隊が出動をし、岩手県では県庁付近に現れ、福島県でも駅付近に出没し、住民に不安を与えている。対策の一つとして緊急銃猟が行われているが、鳥獣被害対策実施隊の高齢化が進み、対応に苦慮をしているところでございます。

そこで、村の対応を伺いたいと思っております。

まず、1つ目の質問で、有害鳥獣対策の過去3年間の実績と、今年の実績についてお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんの質問にお答えいたします。

過去3年間、令和4年からの実績でございますが、令和4年、こちらイノシシのみで29頭ございました。熊とか鹿はございませんでした。令和5年度につきましては、イノシシが39頭、ツキノワグマが1頭でございます。あと、そのほか小動物関係で、タヌキやハクビシン等で4頭ということになってございます。令和6年度、イノシシが24頭、熊が1頭でございます。そのほか小動物関係で8頭。

令和7年度、今年度でございますが、これ現時点でございますが、イノシシについて39頭、熊が14頭、鹿、ニホンジカが3頭、その他小動物が1頭という内容でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 今の頭数では、熊は令和5年度1頭、6年も1頭ということで、今年はその1.4倍にもう既になっているというような、やっぱり異常なんだなという、だから大玉村も、そうなんだなと。

全国の捕獲状況は5,446頭、福島県は708頭ということで、11月25日の福島民報の新聞で、ここに手元にもありますが、東北ではもう既に2倍となっているということで、福島県の人身被害件数は17件で、被害者の人数が20人ということで、これはゆゆしき事態だなと、もう大玉村でも残念ながら1件、けが人が出てしまったということでもあります。

これらの対応に対しては、やはり（2）番の質問になりますが、緊急銃猟の実施について、既に実施されている市町村もあるようですが、それらの課題と、もし課題がある場合は、どういうものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

緊急銃猟、これを実施するに当たりましては、現在、課題と考えてございますのは、マニュアルの作成だったり、講習会や想定訓練の実施、また職員との連携や協力体制の構築、また実際に実施に当たる隊員への装備の充実、こういったことを進めることが重要であると、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 先ほどの11番議員さんの質問にもありましたけれども、緊急銃猟に関しては、いろいろ研修とかそういうのを受ける必要があるということで。

あと、夜間の場合ですか、今現在、私もハンターなので、日の出から日の入りまでしか実施することはできないということは、夜間は発砲できないというのは今の法律上はそのようになっているわけでございますが、夜間の緊急銃猟の研修を受ければ、

それを実施することは可能だというようなことも、今、あるそうなので。

熊はいつ出てくるかは分かりませんので、昼間だけ対応で間に合うのであれば一番、我々も夜、安心して眠ることができるんですけども、やはり夜間、そういった今、コンビニとかそういうのも夜間営業しておりますので、そういう場合の対応、これからどうなるか分かりませんが、これで収まってくれればすごくいいなと私的にも思うんですけども、今後また同じような状況が続くとすれば、いろんな最悪な状況を考えなければならぬのかなと。

そういった中で、そういう研修に関してのことを、村のほうではどのように考えているかをお聞かせ願います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えいたします。

今、言ったように、日の出から日没までは、狩猟することは、銃を発砲することはできますが、夜間については今、福島県では講習会はやっていないということで、目の前に熊がいても、日没後は撃てないというような現象が起きていますので、過日、この担当が県北は県北振興局が担当していますので、振興局の局長に夜間銃猟のできる研修会を至急開催してくれという要望は行っております。

それについては、県のほうで調整しますという話で、まだ返答は来ておりませんが、そういう要望をしておりますので、それを受ければ夜間銃猟することができるかと。

ですから、福島県でも全国的にもやっぱりあまり夜間銃猟ができる体制は取られていないというのが現状です。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 緊急銃猟実施までにはいろいろ協議を重ねていかないと、我々参加するほうも当然ですが、住民の安全を確保するのも難しいのかなと。

現在まで緊急銃猟の発砲に至った事例は全国で41件あるということで、山形県で12件、新潟で9件、秋田で6件ということで、それぞれ実施隊の責任の所在など、かなり不安な部分がたくさんまだ残っているということで、そういった責任の関係とかは村のほうではどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

先日、実施隊との打合せ等も行いまして、そういった責任の面等についてもお話がございました。

確かに、緊急銃猟ですと実施隊のほうの責任ということにはなってくるんですけども、そこは自治体としましてもお願いしている身でございますので、実施隊と十分協議しながら、あと県の指導も仰ぎながら、今後検討していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 実際、緊急銃猟をやるようになれば、かなり今、テレビとか報道で

見る限りでは、なかなか実施に至らないという部分が多いのかなど。見守って住民が近づかないようにするとか、そういうことが一番なのかなど。

いろんな意見があって、柿の木に、柿食っているんだから、すぐ処分したらいいべみたいなの、そういう意見もあったりして、確かに、見ればすぐ近くにいるので、撃てないことはないとは思いますが、撃って万が一、貫通して、その先に建物とか人がいれば、その方が被害を被るということで、そこで責任の問題が大きく重く、我々にもものしかかってきている問題というか課題だというふうにも捉えている。

それがなければ、アメリカみたいに銃社会なんでどんどん撃っていいみたいなことになれば、多分何もそういう苦労はないのかな。ただ、そういうことは日本では全く考えられない状況なので、やっぱり住民の安全が第一ということで、熊を撃てなくても何時間でも、やっぱり忍耐力を要するような仕事なのかなというふうにも考えられるところがございます。

そこで、3番の質問ですが、まず熊には曜日に関係ないので、休日、夜間、早朝、本当に時間を問わずに被害の出没、皆さん車で通って道路を横断したとか、しょっちゅう電話が入ります。その都度、猟友会にも電話が来て、パトロールやら、どうしたらいいかというような相談があります。

我々も、当然対応しているんですけども、かなりやっぱり大変で、これまた職員も休日、土日になると必ず電話が来て、朝、早朝なり、あと夕方とか、そういうときに対応しなくちゃならないということで、今回、さっき言ったように14倍の熊が出ているということで、今までではちょっとやっぱり考えづらかったような状況が起きていると。

そういう中で、職員も本当に少ない人数で対応しなくちゃならないということで、これで職員が人数的にどうなのかということ、間に合っていないと思うんですが、その辺の対応を役場としてはどういうふうに行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんに再度お答えをいたします。

現在は、担当職員が夜でも昼でも休みの日でも行って、写真を撮って、やったことを確認をします。確認の上、それで申請をしていただいて報償を払うという手順をしているわけですが、この前の会議の中でちょっとお話をしましたが、これは熊だけじゃなくてイノシシも全部出動するんで、40回も50回も、職員は担当職員が主に行きますが、出動するようになるので。

また、これと同じように、実施隊の方も出動をお願いしているんで、大変心苦しいんですが、写真を撮ったり、スプレーで日にちを書いたりするのは、これからもし可能であれば実施隊のほうに、これ撮ってもいないのに番号書いたり、そういうことはないという信用の下に、実施隊のほうで対応していただければ。あと、どうしても必要な場合には職員を呼んでいただくというような対応を、この前、ちょっとお話をしましたが、実施隊の中で話し合いをして、それでいいよというふうにも実施隊の了解をい

ただければ、そのような方法を取ってまいりたいというように考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） その対応については、実施隊のほうでも何回か見ているので、できるようになってくるのかなど。

あと、やはりよその実施隊で、そういう問題があつて、同じ写真を何回も使い回したみたいなことを、ちょっと話聞いて、そのやり方が今度変わりました、1回日にちを書いたもので写真を撮って、さらにスプレーで1回消したものを写真を撮る。それを添付すると。そうすると、1回ペンキで消しちゃうので、もう一回違うところに使うということはできないから、頭いい人はちゃんと考えているんだなというふうに理解していました。

そこで、過去に職員が狩猟免許を取得、今も3人ほど、わなの免許を取得しているようでございますが、それは猟銃を所持した経過があるので、今後、ガバメントハンターというのが今あるそうなので、そういうものを今後設置するようなお考えはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんに再度お答えします。

担当職員が、課長、部長が答弁すれば、あなたやりなさいと言われることになるので、私のほうから答弁させていただきますが、過去には私、副村長を含めて6名か7名の職員が狩猟免許を取りました。狩猟というか猟銃免許を取りました。

2番議員さんも、そのときに職員として取って、それで結果、今、猟友会のほうの中心として活躍いただいているということですので、なかなか村民の方のそういう取得がないということになれば、過去にもそういう例がありますので、ここに管理職の皆さん、こんなにたくさんいますので、ぜひこの中で、狩猟免許の手数料等については、村で全額補助します。銃の購入についても補助をする、もしくは中古を探してあげるということもできますので、ぜひ議会のこの場で、管理職の皆さんにガバメントハンターとして狩猟免許を取っていただいて、これの解決に少しでも手助けしていただく。村民に求めるだけではなくて、自らもやっていただくと大変ありがたいなど。

今、手を挙げる人、いませんか。

そういうことで、大変負担にはなりますが、何もかにも職員が担うと、これも何もかにもということで、職員が全てのを背負うというのはこれは不可能ですが、その中でもそれについてやってもいいという職員がいれば、それがガバメントハンターで、もしくは外部から役場で依頼して、ハンターとして勤務していただくというのもガバメントハンターの一部になりますが、この頭数ですと、ちょっと1人の人間、2人の人間を雇い入れてというのは少し難しいということもありますので、できれば職員の中で取ってもいいという方がいれば、ぜひお願いをしたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 心強い答弁、ありがとうございます。

ぜひ、幹部の方々、猟銃の免許を取って、私と一緒にやっていただければなど。これは、本当に住民の方の安心を守るには、役目ではないのかなと思うので、ぜひその辺をご理解いただいて、ご協力いただければと思います。

それで、次の4番の質問に移ります。

鳥獣被害対策実施隊に交付されています捕獲した鳥獣の報償は、実情に合っているかということでの話でございますが、11月に行われた熊パッケージ対策の関係閣僚会議ですか、その中で農水大臣がお答えした……すみません、ちょっとお待ちください……「とる」「まもる」「よせつけない」という3本柱を農水大臣が述べまして、そしてこの質問では「とる」という話の中で、捕獲するのがすごく困難なんで、捕獲単価を従来より大幅に上げるというようなお話をしていただいたので、今回捕獲された報償の関係、実情に合っているかということ。

そういった話は、国のほうから捕獲した場合の補助金、国の補助金の話はまた後でしますけれども、そういったのが来ているのか。村としては、今の単価で合っているというように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

報償につきましては、北海道の猟友会等でもニュースになってございました。実施隊のこちらの仕事につきましては、大変危険な仕事でございますので、それに実情に見合っているかと言われますと、ちょっと心苦しいんですが、今後とも国等の予算の確保等について、しっかり要望してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業ですか、この長い名前の補助金なんですが、国はイノシシとかツキノワグマを捕獲した場合は、熊の場合は……イノシシも同じなのかな、1頭当たり8,000円ということで補助の枠組みが全体枠が決まっていて、それで一応7頭までは8,000円で、それを超した場合はその半分ぐらいになると。なので、その実績に応じての補助金というような感じで、年度末にならないと何頭、例えば5頭捕っても、5頭とも8,000円、国のほうからお金がかかるかどうかは分からないと。県も同じ一律、県は種類関係なく一律8,000円ということで、なので1頭捕れば1万6,000円というふうな報償金が出ると。

村でも、もちろん単独で出してもらって、村の場合は1年中、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、1頭捕れば2万円の報償金。それから猟期の期間中ですか、11月15日から猟期の期間中は1頭1万3,000円ということで、それぞれ国とは別に報償金を出していただいているので、それらを合わせれば、それ相応の金額なのかなというふうに考えられますが。

残念なのは、国は予算を枠を決めてやっているのですが、今回みたいにたくさん頭数が出た場合には、最後のは全部半額になってしまったりということになるので、その辺を県も、県は一律で出してくれているのであれなんですけれども、そういったものを予算の範囲ではなくて、国とか県に減額されないようなそういった働き、例えば今回は特にそうなんで、来年もどうなるかちょっと分からないという部分については、そういうのの働きかけをやっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 全国町村会と福島県の町村会もそうですが、現在、熊の対策について、報償等を含めて、しっかりと国のほうで予算確保をすることということは、もう既に要望をしておりますので、それについても機会を見て、改めて薄められると、早い者勝ちというのはやっぱり予算のこういうものには当てはまらないので、その辺はしっかりと要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） ありがとうございます。

そのように働きかけていただければ、非常に助かります。

次に、（5）の質問に入りたいと思います。

先ほどの質問された方にも関連するんですが、今現在、鳥獣被害対策実施隊が捕獲した害獣は、処分については埋設か焼却処分かというような形になっているかと思えます。

焼却処分の場合は、焼却炉の関係だと思うんですけども、丸々一頭持って行って、そのまま処分してもらえないという状況なものですから、解体して、今現在、ナイロンの袋に入れ、紙の袋に入れ、さらに燃えるごみの袋に入れということで、三重にして焼却処分に出しているということで、かなり手間もかかるということで、やる場合はある程度、やっぱり作業の人数がいなくて時間がかって、夜遅くまでかかってしまうというようなこともあるので、先ほど言った加工所の関係ですか、加工するのは、やっぱり前の質問者が言っていたように、我々の隊員のお宅の一部分を借りて、そこで今、2人の方いるんですが、その方の交互ぐらいに借りてやっているんですけども。

そういう処分を、埋設の場合は機械で当然、掘って埋めないで、浅く埋めると、ほかの害獣が掘り起こして食べ散らかすということで、かえって近隣の住民の人に臭いとか、そういう関係で迷惑かかるということで、結構深い穴を掘って埋めなきゃならないということで、機械で埋めるような形になると思うんですけども、そうすると、埋める場所とかがやっぱり限定されてくるということで、今は焼却処分のほうが主流になってやっているわけなんですけれども。

そういった場所の問題とかを含めて、加工所というか、今はジビエとしては、やはりご存じとおり放射能の関係で、まだまだND値の出るような害獣はほぼほぼ出てこないで、やはり放射能が高いということで、ジビエのほうにも残念ながら回せない

ので焼却処分みたいなのになっていますけれども、今後のことを考えて、そういう加工とか、そういう施設を造る予定はあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんに再度お答えします。

加工所というのは、全国的にはジビエで、そこで加工していくというか、切ったりなんかしたりして、ジビエとして利用するところは加工所はあるんです。ですから、大玉の場合にはというか福島県の場合は、ジビエとしては使えませんから、焼却だけです。加工所という立派なものではなくて、その後、ちょっと内部で検討したのは、プレハブでも何でもいいので処理場という形で臨時的な、それがジビエで使えるようになるなら加工所という形でしっかりとしたもの。ですから、下、コンクリートを打って水で流せると。その流した血とかなんかが流れますから、それをどう処分するかという問題も処理しなきゃいけないんですが。

処理場というのを、どこかお借りするか、そういううちがあればいいんですが、そういうところでチェーンブロックでつり上げて切るのが一番簡単なんですね。アンコウをつるみたいに、下でやっていると非常に作業は大変です、中腰で。ですから、つり下げて切っていけば、今年240キロのが出ましたので、チェーンブロックしても、手でやるのは難しいかもしれませんので、電動にするかどうかは別としても、そういう形で、つって処理すると。

であれば、大変な労力で、これをこれからもずっと続けてくださいというのは、今のあのメンバーを見ると、いずれギブアップでできないというふうになるのが目に見えているので、やっぱりそういうものは準備しなきゃいけないなということは内部的には話しておりますので、方法を相談しながら、この後の質問についても同じようなことになるわけですが、人力では無理だとなると、そういうものを使って処理場とか、そういうものは必要だろうというふうに考えていますし。

あと、質問には、口頭ではこの前、協議のときに要求がありましたのでお話ししますが、処理料をどうするかという、大体大きいものだと2時間から3時間かかると。しかも、それを小さいものに入れて、クリーンセンターまで持って行って焼却してもらおうという、その処理についてのものについても、やはり我々考えていた以上に大変な作業だということもありますので、その辺も併せて協議をしながら検討したいと思います。

できるだけ3月までには終えられればいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） これから質問しようかと思ったんですが、その点についても答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

有害鳥獣対策協議会補助金を村のほうから当初予算でいただいておりますので、その辺をもう少し、今回のように状況が変化した場合は、柔軟に補助金を増やしていただいたりすれば、すごくありがたいなと。そうすると、見合う手当もそこから支出する

ことが可能でございますので、併せて要望していきたいと思っております。

最後の質問になります。

熊わなは、かなり頑丈に造られておりますので、重量のある箱わなを設置する際は、やはり隊員が最低4人いないと軽トラックに載せられないというような、今、現状でございます。わなも年々進化しまして、だんだん頑丈になっていって、頑丈になるということは重くなるというイコールなので、そうするとなかなか隊員が3人ぐらいいか来ないと、ちょっと今日の設置は難しいみたいなことになってしまうということになります。

そこで、何か軽トラックにつける簡易的なクレーンで、ある程度の重さがつれるようなものがあるということでもありますので、こういったものの導入を検討していただければ、我々の活動ももう少し作業も軽減できるのではないかなと思っておりますが、その辺の検討についてご意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えいたします。

この前、実施隊との緊急銃猟についての話合いのときにも出ましたし、その後、畜団連との話の中でも、やはり牛の餌が食べられたりなんかしてということで話題になりました。

その中で、いろいろと話があったのは、クレーンだと固定だし、軽トラックにはかなり、あの240キロをクレーンで持ち上げるとなると、その後の処理が非常に難しくなるのではないかとということで、提案があったのはいいなと思ったのは、荷台に鉄骨でフレームを作って、電動のチェンブロックで、あと荷台がこういうふうに滑って下に下がる、よく車を運搬するときみたいに下がるトラックがあるらしいんですが、その話としては。

チェンブロックで、例えば10メートル先のイノシシならイノシシを引いて、チェンブロックを電動でずっとエンジンで引っ張って、そのままずると荷台に載せて、そして加工場に持っていったら、今度そっちのチェンブロックで、その加工場の中につり下げるということになると、一連の流れとしては非常に体力を使わないでできるんじゃないかと。お金もかからないで済む、それは今言ったのは即席かもしれませんが、あと技術的な問題もありますので、その辺も含めて、我々素人の話じゃなくて、しっかりと技術者の話を聞きながら、そういう方法も取れるんじゃないかということ。

高齢化になっていて、120キロのわなを運ばなきゃいけないというような話も聞いております。だんだん個体が大きくなっているんで重くなっているということなので、4人は最低必要だということがありましたので、これは4月に即できるかどうかは分かりませんが、準備をしないとしようがないなという話は、担当内では話をしているところです。具体的には、また協議をしながら、指導を受けながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） ありがとうございます。

先ほどもちょっとお話ししましたが、国のほうではいろいろ「とる」「まもる」「よせつけない」ということでのパッケージをやっているようですが、「よせつけない」対策は何かといたら、やぶなどの刈り払いはいいとしても、緩衝帯を設けた山際に、強固な侵入防止柵を設置するみたいなことが言われているんですが、どういうことなのかなと。ちょっと、私、それだけの予算をかけるのであれば、先ほどの質問した武田議員と意見合うんですが、もっと餌場みたいなのにお金を使ったほうが、はるかに現実的なんではないかななんて思うんですが。

それらの熊対策パッケージって、ここにも環境省の中にずらずらといっぱいあるんですね、ガバメントハンターとか自衛隊とか警官とかというのがいろいろあるんですけども、そういったそのパッケージに関して、村長は何か考えることはありますか。お聞きしたいと思いますが、パッケージ以外。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

議員さん言われるとおり、強固な防護柵を張り巡らすというのは、確かに現実的ではないと思います。それに比べて、森林の中に、そういった餌場となるドングリ等の木を植えて、そういったところの熊が山から出てこないような対策をするというのは、非常に現実的であろうかとは思っています。

そういったことができないか、そういった、大玉村は森林の半分以上が国有林でございますので、こちらは林野庁のほうにも、ちょっとそういった問いかけもしてみたいとは存じております。

また、そういった餌場にするような山林についての、そういったものに対する造林の補助だとか、あとはそれを機に協力してくれるような方がいるかどうか、そういったことについても今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ここで議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。2番。

○2番（館下憲一） アメリカとメキシコの国境ではないので、そんな屈強な柵をつけるなんていったら、もう国がどれだけ予算使って、そんな対応するのかなという、どういうふうな考えでお話しされたんだか分かりませんが、この問題は捕らえて殺すか、それとも保護なのかという、そういう2つの言論ではないのかなというふうに私は考えます。

捕るか生かすかみたいなことなんですけれども、そうじゃなくて、さっきの11番議員さんも言っていましたとおり、熊と人間が共存できるような、そういう方法を考

えていかないと。そういうふうにしたのは、多分、人間のせいだというふうに私も思います。だから、共生できる方法を考えて、実際にもう四国とかそっちのほうでは、ドングリをいっぱい、我々みたいな猟友会の人間が植林したりとかということを実際やっているのです、当然、我々もそういうような活動もしていかななくちゃならないというふうに思います。

熊が、やっぱり出てくるのは、どうしても食べ物がないということは、もう原因がみんな分かっているわけですね。人間のところに出てきたくて出てきているわけではないので、山際のそういう対策もいいんですけども、その場所に、やっぱりもう少し奥山に、栗とか実のなる柿とか、できれば熊は結構、デントコーンが好物なので、そういうのを、誰が作るんだという話になるかもしれませんが、そういうものも今後、対策の一步として、一つとして考えていかななくちゃならないのかなというふうに思います。

そういう環境整備を、村のほうでも新たな業者の仕事づくりとかという形にもなるうかと思うので、いろんな関係部署と協議して、ぜひ自然豊かな大玉村で住民が安心して暮らせる村づくりとなるように取り組んでいただけることをお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、2番館下憲一君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時59分）